すべてを住獲の未来と子どもたちのために

佐渡市総合計画

~基本計画(前期)~

新潟県佐渡市

佐渡市の市民憲章

佐渡は、四季折々の美しい自然と輝かしい歴史と文化を誇る島です。 わたしたちは、一島一市の誕生を機に未来を展望し、人の和とたゆまぬ努力によって住みよい佐渡市を築〈道しるべとして、ここに憲章を定めます。

トキの舞う美しい島

豊かな自然を大切にし、トキと共に住める美しいまちをつくりましょう。

文化の薫るおけさの島

伝統と文化遺産を継承し、学びあい文化の薫り高いまちをつくりましょう。

働〈汗の光る島

勤労に意欲と誇りをもち、創意を生かし活力あるまちをつくりましょう。

笑顔と長寿の明るい島

スポーツに親しみ、心と体を鍛え健康で明るいまちをつくりましょう。

人情と優しさのあふれる島

共に助け合い、希望と生きがいに満ちた住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第1章 総 論	1
第1節 佐渡市総合計画・前期基本計画について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 . はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 . 計画の期間・構成	1
3 . 関連計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
4 . 計画の進行管理	2
第2節 佐渡市の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 . 位置と自然	3
2 . 歴史と文化	6
第 3 節 主要指標	9
1 . 人 口	9
2 . 土地利用	1 4
第2章 各論	1 7
第 1 節 充実した生活基盤	1 7
1.自然と調和のとれた安全と安心のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
(1)交通体系の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
(2)市街地の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
(3)河川、海岸、湖沼及び周辺の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
(4)地域情報化基盤の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
2 . 自然と共生するまちづくり	2 8
(1) 自然環境の保全	2 8
(2)住宅・公園緑地等の整備	2 9
(3)衛生施設の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
(4)水道・下水道事業の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
(5)新エネルギー導入促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
3 . 安全安心のまちづくり	3 8
(1)消防防災・救急体制の整備	3 8
(2)交通事故防止対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
(3)犯罪のない社会の実現	4 1
4.健やかで思いやりのあふれるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
(1) 健康づくりの推進	4 2
(2)医療体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
(3)地域福祉の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
(4)社会保障の充実	4 7

	4 9
1.豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
(1)農林水産業関係事業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
(2)商業の振興	5 5
(3)工業の振興	5 7
(4)観光産業の振興	5 8
(5)新たな産業の育成	6 2
(6)地域振興拠点の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
第3節 人が輝く交流促進	6 5
1.文化を大切に一人ひとりをはぐくむまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
(1)知育・徳育・体育の調和した学校教育の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
(2)「いつでも・どこでも・だれでも」学べる生涯学習の推進 ・・・・・・	6 8
(3)伝統と魅力ある地域文化の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
(4)生涯にわたるスポーツ活動の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
2 . 住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり	7 5
(1)市民参画型まちづくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
(2)世界に開かれた国際交流の実現	7 6
(3)パートナーシップによる男女共同参画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7
3 . スリムで効率的な行財政のまちづくり(行政改革)	7 8
(1)効果的・効率的な行政運営の推進	7 8
(2)市民協働によるまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
(3)組織機構の適正化と職員能力開発	7 9
(4)市民の視点に立った行政サービスの提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
資料編	
佐渡市総合計画審議会条例	8 3
佐渡市総合計画審議会運営規程	8 4
佐渡市総合計画審議会部会設置要領	8 5
審議経過	8 7
諮 問 書	9 0
答 申 書(基本構想)	9 1
答 申 書(基本計画)	9 2
佐渡市総合計画審議会委員名簿	9 3
佐渡市総合計画審議会部会構成 ·····	9 5
佐渡市総合計画審議会参与名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 6
佐渡市総合計画審議会幹事会名簿	9 7
佐渡市総合計画審議会企画委員名簿	9 8

第1章 総論

第1章 総論

第1節 佐渡市総合計画・前期基本計画について

1.はじめに

本市は、平成16年3月1日に念願の一島一市を成し遂げました。

本計画は、佐渡市町村合併協議会において策定された「新市建設計画」をもとに、さらに一人ひとりが誇りと愛情を持てる佐渡市を創造し、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的として策定しました。

2.計画の期間・構成

(1)総合計画の期間・構成

「佐渡市総合計画」は、**豊かな自然 薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり** を基本理念とし、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、それぞれの内容と期間は次のとおりとします。

《基本構想》

佐渡市が目指す、「文化の薫るおけさの島」「人情と優しさのあふれる島」「トキの舞う美しい島」「働く汗の光る島」「笑顔と長寿の明るい島」を将来像とし、「充実した生活基盤」「魅力ある就業環境」「人が輝く交流促進」を基本目標に定めるとともに、その目的達成のための基本的な考え方(施策の大綱)を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示したものです。なお、基本構想の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

《基本計画》

基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、分野別に現状や課題を明らかにするとともに、基本的な施策の体系を示すものです。

計画期間は、前期を平成17年度から平成21年度の5年間、後期を平成22年度から 平成26年度の5年間とし、後期基本計画については、社会情勢の変化や計画事業の評価 を踏まえて、改めて見直しをするものです。

《実施計画》

基本計画に定められた施策を具体的な事業として実施していくことを目標とするもので、 それぞれの実施年度、事業量などを明らかにします。

計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度見直しをして、調整を図ります。

(2)前期基本計画の構成

総論

各論の前提となる、計画の概要や市の概況を示しています。

各 論

「基本構想」で定められた施策の大綱に基づいて分類・整理し、それぞれの施策に ついて、現状、課題及び振興の方針を示しています。

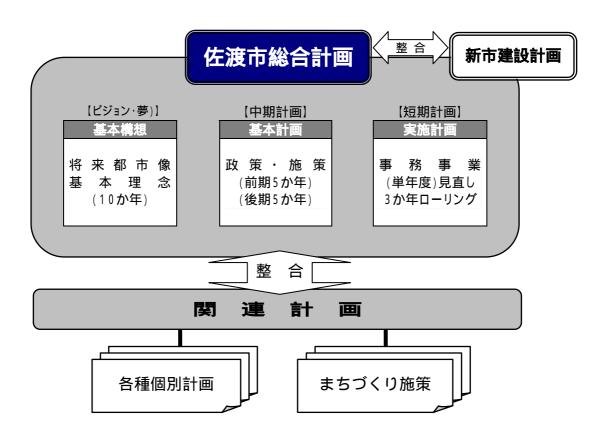
資 料

計画策定を行った「佐渡市総合計画審議会」について掲載しています。

3. 関連計画

佐渡市総合計画は長期的展望に立脚した最上位計画として、行政運営の基本となるもので、「新市建設計画」との整合性を図っています。

また、中長期的視野に立ち安定的な行政運営を目的とする各種個別計画やまちづくり施策とも整合性を図っていくものです。



4.計画の進行管理

「基本構想」の基本理念を具体化するため、「基本計画」に定められた方向性に沿って、 各事業を推進することとなりますが、計画の進行管理にあたっては、施策の選択や重点化 を図るため、事務事業等の効果、効率性などを客観的に評価できるシステムを早期に構築 し、計画実施の進捗状況の確認及び事務事業の見直し等、目標達成のための適正な進行管 理を行います。

第2節 佐渡市の概況

1.位置と自然

(1)位置

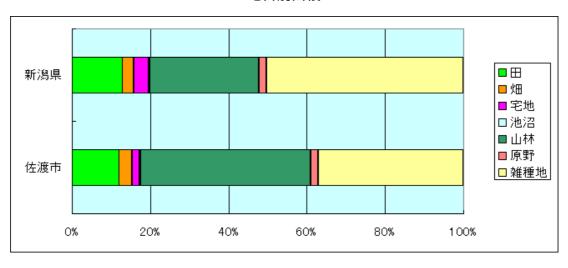
平成16年度3月1日に一島一市として誕生した佐渡市は、東経138度12分22 秒~138度34分40秒、北緯37度47分58秒~38度20分08秒で新潟県の 西部、新潟港(新潟市)から約67km、直江津港(上越市)から約78km、寺泊港 (長岡市)から約46kmの、日本海中央に位置する佐渡島であり、周囲277.5kmに及ぶ海岸線は変化に富み、美しい景観を形成しています。

(2)地 勢

佐渡島は、標高1,172mの金北山を最高峰とする延長40kmの北東から南西方向に伸びる大佐渡山地と、南に標高645mの大地山を最高に延長40kmの小佐渡丘陵を擁し、中央部を本市内で流域面積最大の国府川が流れ、この流域に開けた国中平野に穀倉地帯を形成しています。

総面積855.10km²(東京23区の約1.4倍)で、新潟県の市町村で4番目に 広い面積を有しており、地目別面積では全体の約15%が田・畑等の農用地であり、約80%が山林、原野、雑種地等で、宅地は1,774haで全体面積の2%です。

島の大部分が国定公園や県立自然公園に指定され、国際保護鳥トキが生息していたように、豊かで美しい自然環境に恵まれています。



地目別面積

面	積	8 5 5 . 1 0 k m ²					
Щ	付貝	(出典:平成16年10月1日現在 国土地理院)					
極	東	弁天崎 東経138度34分40秒					
極	西	沢崎鼻 東経138度12分22秒					
極	北	二ツ亀 北緯 38度20分08秒					
極	南	新谷岬 北緯 37度47分58秒					
広ぼう	東西の長さ	3 2 . 7 k m					
IZIA)	南北の長さ	59.5km					
海	岸線	277.5km					
標高		最高 1,172 m (金北山)					
行示	同	(小佐渡最高峰 大地山 645m)					

(3)気候

本市の気候は海洋性で四季の変化に富み、夏は高温多湿であるが、冬は大佐渡山地が日本海の外海に対して屏風のように屹立し、冬の厳しい北西風から国中平野を守っており、小佐渡丘陵は日本海を北上する対馬暖流の影響をうけ、温暖な特性があり、新潟本土と比べ気温の平年値13.6 と比較的高く、年間降水量も1,600~1,700mmで少ないです。

また、降雪量も地域によって異なるが全体的に少なく、これまでの降雪深の日最大量は相川の37cm(平成2年1月24日)です。

このような気象条件から佐渡の自然は豊かであり、四季折々、その豊かな自然と人々の生活が調和し、その風情はこれまで佐渡の能をはじめとする文化や芸能、歴史をはぐくんできています。

佐渡の気象(相川測候所)

	平均		気 温		平均		風速	<u> </u>	日照	日照	平均雲量	降水量	最深
	気圧	平均	最高	最低	湿度	平均	最大	日白	時間	率	(105	}比)	積雪
	hPa				%	m/s	m/s	風向	時間	%		mm	cm
平年値	1014.5	13.6			71				1661.2			1514.1	
平成9年	1014.4	14.0	36.5	-4.5	72	4.9	26.4	北北西	1647.9	37	7.4	1713	17
平成10年	1015.1	14.4	34.7	-3.7	74	4.7	24.9	北西	1428.8	32	7.9	1893.5	12
平成11年	1014.2	14.4	36.5	-4.1	72	5.0	25.7	西北西	1629.3	37	7.6	1635.5	15
平成12年	1014.0	14.3	35.8	-2.9	72	5.3	23.1	北北西	1648.9	37	7.7	1158	4
平成13年	1014.0	13.9	34.0	-3.2	73	5.0	22.4	西北西	1701.3	38	7.4	1213.5	22
平成14年	1013.9	14.2	34.9	-2.0	72	5.0	25.8	北西	1601.7	36	7.5	2009.5	18
平成15年	1014.7	13.8	34.5	-2.9	73	4.8	27.5	北西	1481.7	33	7.8	1439	41

資料 気象庁「気象庁年報」「平均値」新潟地方気象台「新潟県の気象概況」「新潟県気象年報」

平年値は昭和46年~平成12年の平均値です

月平均気温の推移(相川測候所)

(単位:)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平成6年	3.5	3.7	4.4	11	16.3	18.8	24.2	27.4	23.3	17.5	11.2	6.6	14.0
平成7年	3.0	3.5	5.9	11.4	15.1	18.2	23.2	26.2	21.4	17.8	11.2	6.0	13.6
平成8年	3.6	2.8	5.8	9.5	14.3	19.3	23.3	25.2	21.0	16.7	11.1	7.3	13.3
平成9年	4.3	4.2	6.4	10.8	16.1	19.9	23.8	25.4	21.0	16.0	12.3	7.4	14.0
平成10年	3.2	4.5	6.9	12.7	16.9	19.3	24.1	24.4	23.3	18.4	11.5	7.4	14.4
平成11年	4.0	3.4	6.6	11.6	15.8	19.7	23.9	27.6	23.4	17.1	12.2	7.3	14.4
平成12年	5.5	3.0	5.9	10.9	15.9	19.7	25.0	27.3	23.5	16.6	11.4	6.7	14.3
平成13年	2.5	3.0	6.1	11.4	17.1	19.4	24.9	25.8	21.5	17.2	11.7	5.6	13.9
平成14年	4.8	5.0	8.0	13.5	15.4	19.7	24.6	25.8	22.0	17.0	9.2	5.3	14.2
平成15年	3.5	4.2	5.7	11.2	16.4	19.9	21.2	24.1	22.0	16.2	12.7	7.9	13.8
平成16年	4.1	5.4	6.7	11.4	16.5	20.2	25.0	25.7	22.9	16.8	13.7	8.0	14.7
資料 気	資料 気象庁 気象統計情報(電子閲覧室)												

降水量(相川測候所)

(単位:mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年降 水量
平成6年	142.5	68.5	44.5	27	52.5	61.5	99.5	35	139	76.5	82	159.5	988
平成7年	177	77	97.5	137	119	70	306	345	44.5	126	171	204	1874
平成8年	101	72	132	57.5	87	159.5	110.5	81.5	98.5	75.5	169.5	199.5	1344
平成9年	132.5	88.5	65.5	111	190.5	218	224.5	138	183	127	108.5	126	1713
平成10年	186	50	76	154	240.5	122	42.5	359	206.5	207.5	172.5	77	1893.5
平成11年	64.5	54	34	41.5	48.5	208.5	231.5	116.5	281.5	172.5	218	164.5	1635.5
平成12年	127	105.5	116	62.5	53.5	87	110.5	4.5	148	102	122.5	119	1158
平成13年	146.5	87.5	89.5	27	56	229.5	16.5	88.5	103	81.5	140	148	1213.5
平成14年	251	80.5	135.5	87	158.5	56	494	150.5	74	137.5	259.5	125.5	2009.5
平成15年	116.5	33	82	165	42.5	124.5	218.5	157	78.5	129	145.5	147	1439
平成16年	131	104	58.5	91.5	235	118.5	119.5	288.5	212.5	161.5	119	124	1763.5
資料 気	免亡 気	多統計	唐報(雷	了問覧 2	云)								

2.歴史と文化

(1)歷史

佐渡の歴史は古く「古事記」「日本書記」などにその記述があり、大化の改新後佐渡国として国府が置かれました。

奈良時代の前期には遠流の島とされ、鎌倉時代に順徳上皇、日蓮上人、日野資朝、室町時代には世阿弥などが配流されてきています。

また、慶長6年に相川で金が発見されると徳川幕府は佐渡を天領とし相川鉱山は徳川幕府の大きな財源となり、この金銀の積出しの港として天然の良港の小木港が栄え、京都・大阪をはじめ北陸、九州から北前船が往来するようになりました。

このように佐渡は都の皇族や文化人が伝えた貴族文化、徳川幕府の役人による武家文化、北前船等の船乗りによる町人文化が島という特性と相まって独特の文化が形づくられてきました。

佐渡は明治維新には佐渡県となり、のち相川県を経て明治9年に新潟県に含まれました。

明治22年の行政区画は7町51村で同34年には5町20村になりました。

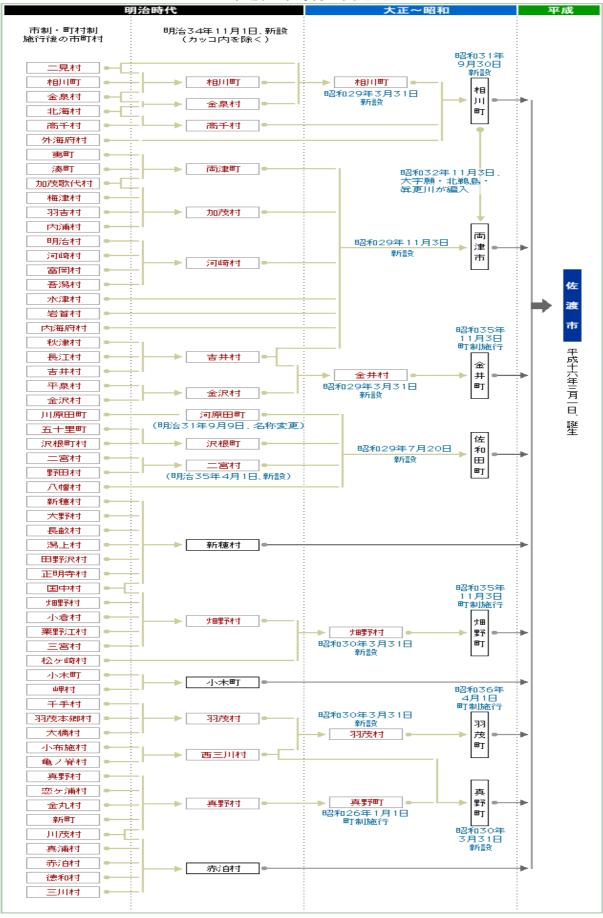
昭和に入りますと、「新制中学校の設置管理」「市町村消防や自治体警察の創設」「社会福祉」「保健衛生」関係が新しい市町村の事務とされるなど、行政事務の増加に対応するための、町村合併促進法の施行(昭和28年)により最低人口8千人を目標とした「昭和の大合併」で、佐渡は1市7町2村となりました。

以降50年が経過し、21世紀を迎え地方分権時代の到来の中、住民主権の地方自治のための市町村の自治能力の向上や、地域の道路・情報ネットワークの向上により空間的・時間的距離は大幅に短縮され、地方行政の規模が拡大されたことによる構造改革の必要性が生じてきました。

また、佐渡においては特に若年層の島外流出により過疎化・少子高齢化社会が顕著となり、一層困難な行財政運営に迫られてきました。

このような背景により、一島一市の市町村合併が行われ「佐渡市」が誕生しました。

佐渡の市町村の変遷



(2)文化

佐渡の文化は北陸や西日本の影響を強く受けているといわれます。

これは、古くから佐渡に流された人々(皇族・貴族)が京からきたことや、西回り航路が開かれてから西日本や北陸の文化が直接佐渡に運ばれたことによります。

そして佐渡の文化の中には、流人たちがもたらした貴族文化(国中地方) 金山の発展で、奉行や役人たちが江戸からもちこんだ武家文化(相川地方) 商人や船乗りたちが運んだ町人文化(小木地方)の3つの形があるといいます。これらが混然一体となって、佐渡独自の文化をはぐくみ、同じ新潟県でも対岸の越後とはまったく異なった文化土壌の中にあると言えます。

佐渡は芸能の宝庫といわれるほど多くの民俗芸能が伝承されています。

島内の神社には能舞台が数多く残っており現在も能が舞われる所もあります。また、 文弥人形、説経人形、のろま人形は、国の民俗文化財になっており、「鬼太鼓」は佐渡に しかない珍しい古典芸能で、島内各地の祭礼に舞われます。日本民謡の代表とも言える 「佐渡おけさ」のほか、「春駒」、「つぶろさし」などの伝統芸能が継承され、神社、仏閣 などの文化財も数多く点在しており、それらの歴史と文化を再認識し、有形、無形の歴 史文化遺産の保護継承が重要になっています。

第3節 主要指標

1.人口

(1)人口の推移と目標

佐渡の人口は昭和35年の113,296人から平成12年には72,173人となり、40年間に41,123人(36.3%)が減少し、5年単位の減少率でみると、昭和40年から45年の10.3%、次いで昭和35年から40年の9.2%となり、高度成長時代に人口の減少が顕著となっています。その後は3~5%の減少率となっていますが、過疎化は確実に進んできています。年齢階層別にみると0~14歳の階層は昭和35年の34,777人から平成12年には9,467人となり、25,310人(72.8%)の大幅な減少を示し、逆に65歳以上は昭和35年の9,799人から平成12年には23,149人となり、13,350人(136.2%)の増加となっており、少子高齢化が如実に表れています。

将来推計人口は少子化の進行などにより、平成17年に69,092人、平成27年には62,023人になると推計されています。

このような厳しい状況におかれた中、新生「佐渡市」として本計画目標年次である平成21年における**目標人口を「65,000人」**と想定し、新規産業の創出、若者定住の促進等、各種施策を展開していきます。

人口減少の大きな要因として、出生率の低下や若年層の流出が挙げられます。

基本計画では、新たな産業の創出や優良企業の誘致を推進し、雇用の場の創出と機会の拡大、子どもを産み育てる環境の整備としてファミリーサポートセンターの設立などの子育て支援策を計画しています。

また、第一次産業と商工業や観光産業の振興により、地域の活性化を図り、さらに循環型社会システムを構築し、住みよい環境づくりを推進し、交流人口の定住化や、空き家対策などによりUターン・Iターンに対応した受入れ体制の整備を進めます。

よって、基本目標である「充実した生活基盤」、「魅力ある就業環境」、「人が輝く交流 促進」を柱としてさまざまな事業を展開し、本基本計画を実施することで目標人口を目 指します。

佐渡市人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

	X	分	昭和 35 年	昭和 4	0年	昭和 4	5年	昭和 50) 年	昭和5	5年	昭和6	0年
	<u>~</u>	71	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
	総	数	113,296	102,922	-9.2	92,305	-10.3	81,938	-3.5	87,501	-5.2	84,942	-2.9
0	歳 ~	- 14 歳	34,777	26,938	-22.5	21,521	-20.1	14,593	-8.7	17,996	-16.4	15,988	-11.2
15	歳~	64 歳	68,720	65,768	-4.3	59,633	-9.3	50,753	-6.1	56,484	-5.3	54,040	-4.3
	うち 1 歳 (5 ~ 29 a)	24,041	20,216	-15.9	15,955	10,469	-14.5	-21.1	14,413	-9.7	12,251	-15.0
6	i5 歳 (b	以上	9,799	10,216	4.3	11,151	9.2	16,592	11.3	13,021	16.8	14,914	14.5
		総数 針比率	21.2	19.6	-	17.3	-	12.8	-	16.5	-	14.4	-
		総数 針比率	8.6	9.9	-	12.1	-	20.2	-	14.9	-	17.6	-

X	分	平成 2	年	平成	7 年	平成 1	2年	平成 1	7年	平成 27 年		
	71	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	推計	増減率	推計	増減率	
総	数	78,047	-4.7	74,949	-4.0	72,173	-3.7	69,000	-4.4	62,000	-10.1	
0歳~	~ 14 歳	12,619	-13.5	10,917	-13.5	9,467	-13.3	9,000	-4.9	7,000	-22.23	
15 歳 ~	64 歳	46,535	-8.3	42,855	-7.9	39,553	-7.7	37,000	-6.5	33,000	-10.8	
うち ? 歳 (15 ~ 29 (a)	9,175	-12.4	8,807	-4.0	8,791	-0.2					
65 歳 (t		18,893	13.9	21,177	12.1	23,149	9.3	23,000	-0.6	22,000	4.3	
(a)/ 若者者	総数 針比率	11.8	-	11.8	-	12.2	-		-		-	
(b)/ 高齢者	総数 針比率	24.2	-	28.3	-	32.1	-		-		-	

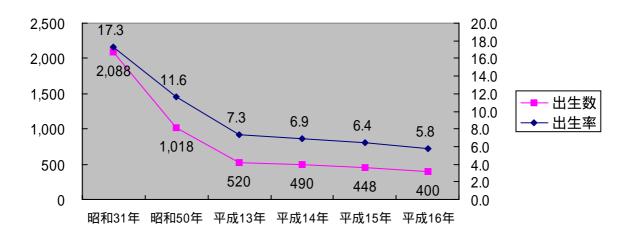
推計人口は、(財)日本統計協会「市町村の将来人口 2000~2030年」[平成 14年3月] から

佐渡市人口の推移(住民基本台帳)

(単位:人、%)

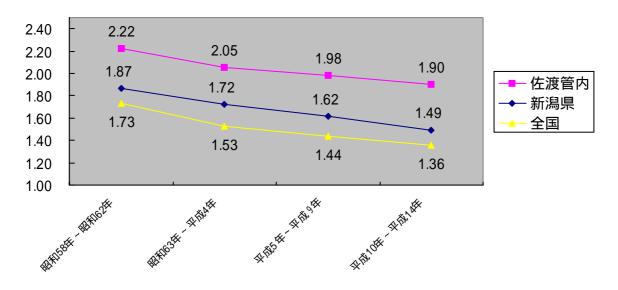
区分	平成7年3	月 31 日	平成 1	3年3月3	1 日	平成 17年 3月 31日				
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率		
総数	76,418	-	72,533	-	-5.1	69,009	-	-4.9		
男	36,187	47.4	34,561	47.6	-4.5	32,892	47.7	-4.8		
女	40,231	52.6	37,972	52.4	-5.6	36,117	52.3	-4.9		

佐渡市出生数・出生率の推移(資料:佐渡保健所)



(注)出生率は人口 1,000 人対する率

佐渡市合計特殊出生率の推移(資料:厚生労働省)



(注)合計特殊出生率とは、15歳~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に 相当する。

(2)産業別人口

産業別の人口割合は、昭和35年に第1次産業が64.2%(38,771人)第2次産業10.9%(6,561人)第3次産業24.9%(15,031人)であったものが、40年経過した平成12年には第1次産業が22.3%(8,803人)第2次産業25.1%(9,911人)第3次産業52.5%(20,700人)となっています。構成割合では第1次産業が40%以上の減少を示し、第2次・3次産業への移行が顕著になっています。

就業人口は、昭和35年から平成12年の40年間に20,949人減少しているが、 近年の第2次・3次産業の就業人口はほぼ横ばいで、第1次産業の減少分だけ就業人口 が減少する傾向が続いてきています。

佐渡市産業別人口の動向(国勢調査)

(単位:人、%)

X	分	昭和 35 年	昭和 4	0年	昭和 4	5年	昭和 5	0年	昭和 55 年		
	73	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総	数	60,363	54,367	-9.9	52,807	-2.9	49,833	-5.6	48,664	-2.3	
第1次就業人	沈産業.口比率	64.2	58.6	-	51.8	-	44.0	-	37.7	-	
第2次就業人	沈 産 業 心比率	10.9	11.9	-	14.1	-	16.7	-	19.7	-	
第3次就業人	沈 産 業 心比率	24.9	29.5	-	34.1	-	44.0	-	42.5	-	

X	分	昭和6	0年	平成 2	2 年	平成	7 年	平成 12 年		
	71	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総	数	44,813	-7.9	43,743	-2.4	42,563	-2.7	39,414	-7.4	
第 1 ½ 就業人	欠 産 業	34.1	-	29.5	-	25.9	-	22.3	-	
第 2 ½ 就業人	欠産業	21.8	-	23.5	-	23.4	-	25.1	-	
第 3 次 就業人	欠産業	44.1	-	47.0	-	50.7	-	52.5	-	

産業別総生産額の推移(新潟県市町村民経済計算)

(単位:百万円)

					· · ·	. 🗖 / 11 1 /
区	分	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
市町村内総生産		259,651	250,396	245,418	242,172	231,219
	農業	11,304	9,585	9,128	9,198	9,805
	林業	1,249	821	725	835	874
	水産業	4,017	3,172	3,197	3,746	3,496
第1次産業	小計	16,570	13,578	13,050	13,779	14,175
	鉱業	251	247	334	214	174
	製造業	22,509	22,937	23,719	23,151	17,422
	建設業	59,024	51,834	44,885	41,587	38,310
第2次産業	小計	82,784	75,018	68,938	64,952	55,906
	電気・ガス・水道業	6,232	6,316	6,663	6,454	6,107
	卸売·小売業	20,409	19,263	19,722	19,673	19,100
	金融·保険業	8,454	8,013	9,180	11,079	11,704
	不動産業	23,369	23,762	24,379	24,887	25,225
	運輸·通信業	14,737	14,226	13,493	13,315	12,553
	サービス業	48,282	48,467	49,862	49,028	48,682
	政府サービス生産者	40,180	41,406	41,216	42,107	41,286
	対家計民間非営利 サービス生産者	6,222	6,202	5,207	5,005	4,860
第3次産業	小計	167,885	167,655	169,722	171,548	169,517
小計		266,239	256,251	251,710	250,279	239,598
輸入品に課る	される税・関税	1,457	1,428	1,502	1,548	1,455
(控除)総資本形成に係る消費税		1,639	1,482	1,527	1,587	1,246
(控除)帰属	利子	6,406	5,801	6,267	8,068	8,588

2. 土地利用

(1)地域別土地利用

佐渡市の地理的、産業的特性から「大佐渡」、「国中」、「小佐渡」の3地域に区分し、 それぞれの特性を活かした施策の展開と、これらを有機的に連携する道路及び情報通信 ネットワークを構築して行きます。

大佐渡地域

佐渡の主峰金北山をいただく大佐渡地域は、両津地区北部及び相川地区全域で構成し、 国有林を始めとする天然山系は樹林が海岸までせまり、その豊かな天然水が日本海に流 れ、農林・水産業の営みに恵みを供給するとともに、リアス式海岸と海岸段丘が続く景 観は北日本の魅力として、自然と感動を感じさせる地域です。

自然の恵みにより産まれる食材及び佐渡金銀山等佐渡を代表する歴史・文化等の観光 資源に恵まれた自然環境の中で、北の交流地域の役割を目指します。

国中地域

国中平野を中心とした地域は、両津地区・佐和田地区・金井地区・新穂地区・畑野地区及び真野地区で構成し、経済の中心であり、その平坦な広がりは、島を想像させない広大さを感じさせ、そこで収穫される「佐渡コシヒカリ」は全国ブランドとして評価が高いものがあります。一方、両津港を中心とする東部と真野湾に面する西部には、代表的な商業圏が位置し、今後の発展軸の中核となる地域です。

この地理的に恵まれた条件を生かし、政治経済、人流及び物流の東の玄関両津地区及び流通の結接点佐和田地区を中心として、全体の発展の主軸となるとともに島の情報発信基地としての役割を目指します。

小佐渡地域

越佐海峡をはさんで本土に面する小佐渡は、両津地区の南部、畑野地区の南部、赤泊地区、羽茂地区、小木地区で構成し、なだらかな山系を形成するとともに豊富な樹林が海岸にせまる地区と海岸段丘陵地区で構成され、その温暖な気候は南日本の魅力を感じさせ、古くは北前船の寄港地や、佐渡金山からの金銀の積出港として栄えた地域です。

自然の中でのキャンプ地や、マリンスポーツの基地を有することに併せて、温暖な気候を活用した果樹栽培や海洋深層水を利用した産業基地化に向けた展開を促進し、体験型を中心とした南の交流地域としての役割を目指します。

(2)目的別土地利用

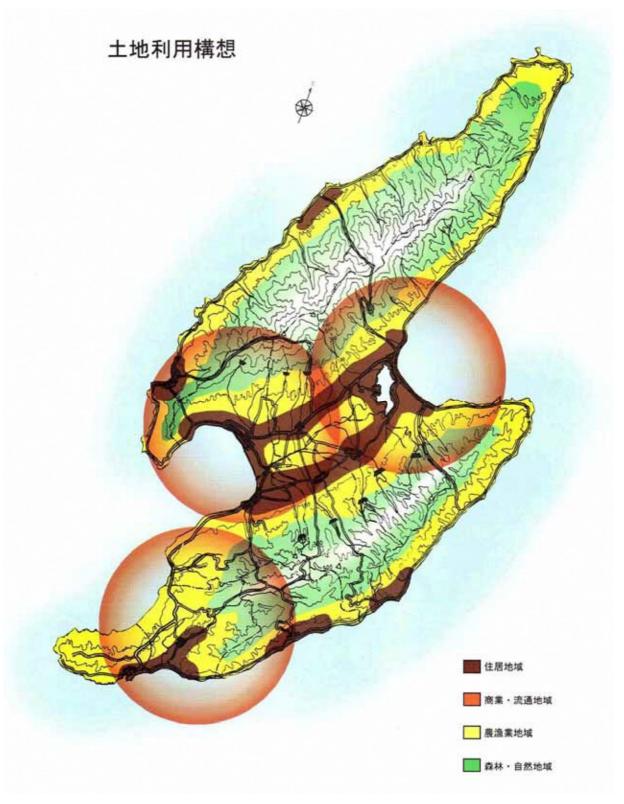
既存の市街地や、その周辺地域の道路網・生活関連施設・公園及び緑地の整備など自然と調和の取れた快適な居住環境の整備を中心とする「住居地域」。

産業・流通及び防災活動に対応した拠点の整備と港湾と隣接した住居ゾーンの一体的・総合的な整備を推進する「商業・流通地域」。

中山間地における産地の保全管理を支援し、天然資源に恵まれた林・漁業の振興と連

携した特定品目の産地化や高生産品目性の確立を促進するとともに、民俗文化・農漁村体験を主体とした都市との交流を推進する「農漁業地域」。

国定公園地域や県立自然公園区域を中心とした自然景観の保護を努め、住民の憩いの場、野外観光レクリエーション基地として自然環境の保全を図るとともに、保安林の計画的整備による水資源かん養等の森林保全を図る「森林・自然地域」の、大きく4つの目的別地域区分に基づき連携をしながら総合的な振興を図ります。



- 16	-	
------	---	--

第2章 各 論

第2章 各論

第1節 充実した生活基盤

1. 自然と調和のとれた安全と安心のまちづくり

(1)交通体系の整備

道路の整備

【現 状】

佐渡市の道路交通網は、新潟市を起点として両津、金井、佐和田、真野、羽茂、小木を通り、上越市に至る国道350号を中心に、内陸部と海岸線を一周する主要地方道5路線及び一般県道17路線、並びに市道6,855路線により網羅されています。

特に国道350号は、緊急時及び日常生活、国中地域の商業地区への物流や産業振興及び観光など広域的幹線道路ですが、慢性的な交通渋滞が課題となっています。

主要地方道佐渡一周線は、風光明媚な海岸線を周遊し、点在する集落を連絡する重要な生活道路ですが、未改良で道路防災上危険箇所も多く、災害等の事態に対応する迂回路の確保が困難な道路です。また、佐渡縦貫線や赤玉両津港線は、冬期間において通行不能になる区間があるなど多くの課題が残っています。

市街地や集落、産業振興拠点、観光等に欠くことのできないアクセス道路として国道、 主要地方道、一般県道及び市道を含め主要幹線については、整備に積極的に取り組んで おり、ある程度効果は上がっているものの、近年公共事業の縮減等から狭小、危険箇所 など未改良区間が多く残っている状況です。

佐渡市となったことにより地域格差をなくし、国、県道も含めた主要幹線道路網の見 直しと効率的な整備を図る必要があります。

また、交通の多様化と高速化、災害や緊急時の円滑な交通体系の確保や島外者に配慮した道路案内や観光案内の標識が不十分なため、目的地に到着するまでに無駄な時間を費やすなど苦情も多く、観光面でのマイナス要因であると考えられます。

これからますます少子高齢化が進む中で、高齢者や幼児などいわゆる交通弱者に配慮 した歩道の整備が不十分であり、歩行者の安全に配慮し、高齢者にやさしい道路整備と 合わせた歩道計画も重要課題です。

新潟県道路整備状況

平成17年4月1日現在

	路	美姓长 (m)	内 訳			種 類 別 内 訳			路面別内訳		
区分	線数		改良済 (m)	改良率 (%)	未改良 (m)	道 路 (m)	橋梁 (m)	ずい道 (m)	舗装道 (m)	砂利道 (m)	舗装率 (%)
国 道	1	46,336.3	44,538.3	96.1	1,798.0	45,844.1	492.2	1	46,336.3	1	100.0
主要地方证	5	275,657.7	218,620.2	79.3	57,037.5	265,803.3	4,788.9	5,065.5	275,479.4	178.3	99.9
一般県道	17	108,270.1	59,191.3	54.7	49,078.8	106,945.0	951.1	374.0	107,602.2	667.9	99.4
計	23	430,264.1	322,349.8	74.9	107,914.3	418,592.4	6,232.2	5,439.5	429,417.9	846.2	99.8

平成17年4月1日現在

区分	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
1 級	152	260,999	246,824	94.6%	248,646	95.2%
2 級	168	245,968	191,219	77.7%	212,931	86.6%
その他	6,535	1,930,079	665,463	34.5%	995,367	51.6%
計	6,855	2,437,046	1,103,506	45.3%	1,456,944	59.8%

【課題】

幹線道路の整備

国道350号の交通渋滞の解消

市街地や集落を結ぶ市の発展に欠かせない役割を果たす幹線道路の整備

緊急時及び自然災害などに対応する幹線道路の整備

道路案内標識及び観光案内板の整備

生活関連道路の整備

地域生活に密着した生活関連道路の計画的な整備 歩行者の安全を確保するための歩道の整備

【振興方針】

幹線道路の整備

道路整備は市民生活や産業活動等に欠くことのできない重要な社会資本整備です。佐 渡市全体を視野に入れ市街地間や集落間、地域振興拠点地区との連絡、港湾、空港、学 校、観光施設等あらゆる交通拠点の効率的な連携なども考慮し、広域防災、緊急医療に も対応する質の高い道路ネットワークの整備を新潟県と共に整備を推進します。

国道350号の交通渋滞の解消を図るため、両津及び国仲バイパスの早期整備を促進します。

市街地間や集落間、地域振興拠点地区との連絡や新市の発展に大きな役割を果たす 幹線道路の整備を促進します。

安全・安心のまちづくりを推進するため、災害・緊急時に機能する交通体系の整備を促進します。

道路案内標識の整備を図り、来島者にやさしい道づくりを推進します。

生活関連道路の整備

日常生活に欠くことの出来ない生活関連道路は、防災機能や交通事情及び地域の要望に基づく計画的な整備促進を図ると共に、高齢者や幼児など、いわゆる交通弱者である 歩行者の安全に配慮した歩道の整備を促進します。

住民生活に密着した生活関連道路は、交通量、公共施設の配置、防災機能、交通安全対策などに配慮しながら年次計画に基づく整備を推進します。

歩行者の安全を確保するための歩道の整備を促進します。

景観などに配慮した道路整備

佐渡地域固有の景観・自然・歴史・文化資源等を有効に活用することによって、美しく味わいのある道づくりを目指す日本風景街道(シーニックバイウェイ・ジャパン)の取組みを推進します。

港湾の整備

【現 状】

佐渡市においては、重要港湾である両津港と小木港、地方港湾の赤泊港、地方港湾であり避難港の二見港を有しており、両津港と小木港及び赤泊港では人員と貨物、二見港では貨物を取り扱っています。

両津港は、佐渡の東北部に深く入り込んだ両津湾の最奥部に位置し、古くから天然の 良港として栄え、佐渡島の人や物の流通拠点として、また佐渡観光の玄関口として重要 な役割を果たしています。

両津港は、国の港湾整備計画に沿って用地造成や各種の機能整備を進めてきましたが、 両津湾と加茂湖に挟まれた限られた土地に立地しているため、高速交通時代を迎えた今 日、慢性的な駐車場不足に加え、臨港道路やアクセス道路の未整備など、港湾機能に関 する様々な問題がクローズアップされています。安定した離島航路を目指し、船舶の安 全運行の確保や、親しみと賑わいのある北埠頭の再開発など、港湾機能の強化を図る必 要があります。

小木港は、佐渡の南端に位置する天然の良港で、佐渡の南の玄関口として整備が進められてきました。

環日本海時代における日本海の中継基地港として、海洋性レクリエーション基地及び 社会経済交流基地として整備・充実を図る必要があります。

また、高速時代に対応した港湾の整備、海路交通の充実やレクリエーション港湾の整備が望まれています。

赤泊港は、佐渡の南岸に位置し、本土を結ぶ最短距離にあることから、古くから越佐間における物流の拠点としてその役割を果たしてきており、流通、観光の要衝として発展し整備されてきました。高速船の就航に伴い、本土との最短航路という地理的優位性を生かし、背後の道路の整備を図る必要があります。

二見港は、佐渡の西南部に深く入りこんだ真野湾の西北部に位置する天然の良港で、 古くから船舶の避難港として利用されており、近年は大型客船も寄港しています。また、 港内に立地した火力発電所により、島内のエネルギー基地としての役割も担っています。

佐渡全体から見た利用状況を見ると貨物、人の輸送量は減少傾向にあり、両津港では、 人流の約80%、物流の約70%を、小木港では、人流の約15%、物流の約15%を 取り扱っている状況です。

「港のすがた」(新潟県港湾空港局港湾課より抜粋)

両津港

(単位:フレート・トン)

(単位:人)

年 度	移出入貨物	乗込人員	上陸人員	計
H 1 2	4,141,265	921,159	915,223	1,836,392
H 1 3	3,836,649	852,872	860,958	1,713,830
H 1 4	3,571,126	843,613	850,699	1,694,312
H 1 5	3,522,948	822,502	828,362	1,650,864
H 1 6	3,315,893	759,609	757,652	1,517,261

フレート・トン:貨物の数量を表す単位。 容積 1.133 m³(40 立方フィート)、 重量は 1,000kg を 1トンとし、 容積と重量のうちいずれか大きい数値を用いる。

小木港(小木地区)

(単位: フレート・トン)

(単位:人)

年 度	移出入貨物	乗込人員	上陸人員	計
H 1 2	1,064,938	177,780	185,321	363,101
H 1 3	1,021,584	179,649	184,775	364,424
H 1 4	938,765	160,132	154,926	315,058
H 1 5	824,002	142,918	139,885	282,803
H 1 6	753,053	132,618	134,683	267,301

小木港(羽茂地区)

(単位:フレート・トン)

	(1 1 1 1 1 1 1 1 1
年 度	移出入貨物
H 1 2	85,266
H 1 3	72,780
H 1 4	58,850
H 1 5	51,256
H 1 6	61,372

赤泊港

(単位: フレート・トン)

(単位:人)

年 度	移出入貨物	乗込人員	上陸人員	計
H 1 2	584,134	29,473	26,851	56,324
H 1 3	533,112	31,505	25,931	57,436
H 1 4	488,221	32,142	25,403	57,545
H 1 5	477,861	27,753	23,688	51,441
H 1 6	324,413	23,538	22,482	46,020

二見港

(単位: フレート・トン)

年 度	移出入貨物
H 1 2	127,515
H 1 3	115,078
H 1 4	131,662
H 1 5	128,811
H 1 6	101,533

【課題】

佐渡の玄関口にふさわしい旅客施設・機能の整備 佐渡の顔となる港湾周辺環境の整備 駅としての機能を有する駐車場の確保 両津港北埠頭再開発事業による交流施設の推進

【振興方針】

地域振興の基礎となる港湾の整備を促進し、大都市圏など島外との交流の拡大、住民生活の向上、産業・経済の活性化を促進します。

安全性や利便性はもとより、それぞれの特性を生かした港湾周辺施設と一体となった整備を促進します。

重要港湾である両津港、小木港は佐渡の玄関口として安定した離島航路を目指し、 船舶の安全運行を確保すると共に、両津港では親しみと賑わいのある北埠頭の再開発 など、港湾機能の強化を図り、小木港においては、海洋性レクリエーション基地とし ての機能の充実を促進します。

地方港湾である赤泊港は、高速船の就航に伴い、本土との最短航路という地理的優位性を生かすための整備を図り、二見港は、物流及びエネルギー拠点とした、特色を生かした整備を促進します。

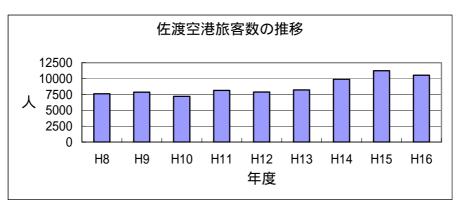
空港の整備

【現 状】

佐渡空港は、現在、佐渡 - 新潟間にアイランダー機 (乗客9人乗り)2機が一日8便(4往復)冬季は6便(3往復)就航し、年間約11,000人の乗客を運んでいます。

本市の地域経済活性化のためには、大都市圏との航空ネットワークの形成が重要ですが、現空港の滑走路延長890mでは、ジェット機等による大都市圏との直行便の就航は困難であり、空港の拡張が必要です。

ジェット機が就航可能な滑走路延長2,000m級の空港拡張整備計画の事業化については、新潟県とともに努力をしているところですが、空港建設予定地にかかる地権者全員の同意が得られない等の理由により事業化には至っていません。



(佐渡地域振興局地域整備部)

【課題】

2,000m級空港拡張整備計画の事業化申請に向けた取り組み 現空港の利用促進 空港を核とした地域振興

【振興方針】

拡張整備計画の事業化申請のためには、地権者全員の同意及び市民の合意形成が必要不可欠です。空港建設について地権者だけでなく市民の理解を得られるよう、広報活動の拡充や各種イベント事業の実施により早期着工を目指します。

空港を拡張する上で、現空港の利用促進も重要です。佐渡 - 新潟間の空路の利用促進運動を佐渡新航空路開設促進協議会と共に拡大します。また同時に、現空港を活用しチャーター便の就航に向けて、新潟県・佐渡新航空路開設促進協議会と共に取り組みをしていきます。

空港周辺地域については佐渡の玄関口としての施設整備とともに、地域住民の要望を十分に反映した社会・生活基盤の整備を進めます。また新佐渡空港を核とした市の地域経済活性化を図るための振興策を検討します。

公共交通機関の確保

【現 状】

本市のバス路線は、新潟交通佐渡株式会社により、一般乗合バスが1路線のほかは、 県や市の補助による廃止代替バスによって運行されています。市内各地区の中心部のほ かは集落が点在し、バス路線沿い以外の住民はバス停まで起伏の多い道のりを長い距離 歩く必要があり、この地理的条件がバス利用を敬遠させる原因となっています。また、 自家用車の普及により、系統の廃止代替バス路線は利用者が減少し、路線の維持が困難 になっています。

学生や高齢者を始めとする地域住民にとって、通学、通院、通勤、買い物等の日常生活に必要な輸送サービスを満足させる生活交通の確保が必要です。また、他地域との交流や観光客の受入等の観点からも各地区を結ぶ交通ネットワークの構築が重要になっています。

【課題】

公共交通機関の維持存続 地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築

【振興方針】

交通弱者や学生などの交通手段として、引き続き公共交通機関の維持存続を推進します。

スクールバスや福祉バス、医療バス、タクシーなどとの連携を含め、より生活実態 に応じた効率的、効果的な公共交通体制を確保します。

運行経路、ダイヤの見直し、バス停上屋の整備などを検討し、利用者の利便性向上

に努めます。

(2)市街地の整備

【現 状】

佐渡市においては、両津、相川、佐和田、真野の都市計画があり、全体で約24,354haの都市計画区域を有しています。これらの各都市計画区域のうち両津、佐和田、金井においては都市計画マスタープランを策定しています。

両津都市計画区域は、人口の減少、少子高齢化の進行が著しいことに加え、両津地域の中心市街地は老朽化した木造建築物が建ち並ぶ高密度な市街地形態となっています。 国道350号沿道の郊外型店舗や佐和田地域の大規模商業施設の進出などにより、中心商店街は空洞化が進みつつあります。

相川都市計画区域は佐渡金山の発見、採掘により佐渡の政治・経済の中心地として繁栄し、賑わいを見せましたが、現在は島内の中心性が薄れ、都市としての活力も低下しつつあります。限られた平地に形成された中心市街地は、道路や公園などの都市基盤の整備水準が低く、宅地不足、建物用途の混在なども進行しています。

佐和田都市計画区域は、大規模な商業施設が集積する市内全域を対象とする商業都市として、また、金井地区は島内最大の佐渡総合病院を有する医療の中心都市として、佐渡における重要な役割を担っています。用途地域外でのスプロール的な民間開発が行われている一方で既成の中心市街地は空き店舗が増加しつつあります。

真野都市計画区域は、島内の交通の要衝である一方で人口減少が著しく、都市の活力 の低下が進行しています。

佐渡市の都市計画

都市計画名	旧市町村	決 定	面積(ha)	マスタープランの策定			
両津都市計画	両 津	S48. 2.13	2,694	平成 11 年 3 月 31 日			
阿年即印印四	新 穂	S48. 2.13	293	十成 11 午 5 万 51 日			
相川都市計画	相川	S56.12.25	4,401				
佐和田都市計画	佐和田	S57. 4.23	3,878	平成 11 年 3 月 25 日			
	金 井	S25. 5.23	3,919	平成 12 年 2 月 1 日			
真野都市計画	真 野	S56.12.25	4,588				
의 마마마(th.	畑 野	S27. 3.28	4,581				
合 計			24,354				

【課題】

都市計画区域の見直し

都市計画区域見直しに伴う都市計画マスタープランの策定

【振興方針】

都市計画区域の見直しと併せ、現在の山間部及び遠隔地の区域の必要性並びに新穂 地区の区域への編入を考慮した佐渡市の都市計画区域を見直します。

都市計画区域の見直しに伴い、市民の意見反映による個性的で快適な都市づくりの ために、望ましい都市像を目標として明確化すると共に地域別のあるべき市街地像、 地域別の整備課題に応じた整備方針を基に都市計画マスタープランを策定します。

(3)河川、海岸、湖沼及び周辺の整備

河川・湖沼の整備

【現 状】

佐渡の河川は、県が管理する2級河川の85水系145河川と佐渡市が管理する準用河川41河川からなっており特徴として流路が短い急流河川が多く、近年記録的な豪雨や台風による洪水や土砂災害が各地で発生している中で、民生の安定を図るための公共土木施設整備が必要となっています。

県全体での整備率は52.6%に対し佐渡は36.3%と低く整備が遅れている状況にあります。また、市が管理する準用河川については、財政上の都合などにより殆ど計画的整備がなされていない状況であります。

また、現在進めている佐渡におけるトキの野生復帰も含め生態系に配慮し自然と調和のとれた潤いのある水辺など市民の憩いの場としての整備や植栽による桜堤などの河川敷地を活用した整備が必要です。

新潟県河川整備状況

平成16年4月1日現在

区分	河川数(水系数)	延長	改修率
二級河川(佐渡)	145 (85)	370.1km	36.3%
二級河川(県全体)	396 (143)	1,560.0km	52.6%

【課題】

災害の無い市民が安心して暮らせるような河川の整備 生態系や自然環境の保全に配慮した整備 市民が憩いの場として親しむことのできる河川敷地の利活用

【振興方針】

洪水や土砂災害などの自然災害から住民の生命や財産を守るため総合的な整備を推進します。

「河川環境の整備と保全」を積極的に推進することにより、生態系や自然環境の保全を図ります。

河川敷地を利用した潤いのある水辺や植栽による桜堤など市民の憩いの場としての 整備を図ります。

海岸の整備

【現 状】

佐渡の海岸線は断崖が多く、集落の背後には山地が迫っているなど、海沿の狭い住宅 密集地が多い。このため日本海特有の冬季風浪による被害に見舞われており、このまま 放置すれば一層の被害を受けるものと予想されます。

また、近年、台風による高潮と越波による被害もありその対策も必要となっている状況です。

海岸線の全体延長は277.5kmあり、真野湾などの砂浜の他は、その大半が砂利海岸や断崖により形成されています。

現在海岸保全指定区域は、53区域となっており、延長は103.3kmで整備状況は、県全体で73.4%に対し66.0%と低い状況にあります。

未整備地区の侵食や既存施設についても施設の老朽化等が進んでいるため、その対策が必要となっています。

また、海岸地域では、観光資源、レクリエーション、スポーツなど多面的な利用も予測されることから、景観等に配慮した整備、改良が望まれています。

国土交通省河川局所管

平成16年4月1日現在

区分	海 岸 数	延長	防 護 率
海岸保全区域(佐渡)	53	103.3km	66.0%
海岸保全区域(県全体)	118	250.7km	73.4%

【課題】

波浪や越波被害の防止と自然や景観に配慮した海岸保全施設の整備 老朽化等が進んでいる既存施設の改良と活用

観光資源の開発と海岸周辺の多目的利用及び景観に配慮した施設整備と改善

【振興方針】

波浪による侵食・越波被害の防止のため、自然や景観に配慮し、人工リーフ等を活用した海岸保全施設の整備を促進します。

老朽化等が進んでいる既存施設の改良・活用を促進します。

観光資源、レクリエーション、スポーツなど海岸周辺の多目的な利用を考慮し、景観に配慮した施設の整備・改善を促進します。

(4)地域情報化基盤の整備

【現 状】

地域の情報化

地域住民への情報化施策は、旧市町村において様々な形で進められ、合併後の佐渡市には<u>オフトーク通信</u> や有線放送、CATV、インターネットなど異なる情報伝達手段が混在しています。これらの情報化施設では、特定の地域情報や広域的情報など施設の目的により異なった情報が発信されているほか、情報化施設の未整備地区があることから、情報を得られる地域が限定され情報格差を生じる結果となっています。

また、緊急時の情報伝達にも有効な携帯電話は、不感地域が多く存在することから市 民の整備要望が多くあることや、防災情報等をリアルタイムに伝達する手段を整備する 必要があり検討も急務となっています。

これら情報基盤等のハード面の格差と同様に、市民の情報化に対する意識や<u>デジタル</u> <u>デバイド</u>にも地域、年齢等により格差が生じており解消を図る必要があります。

行政の情報化

佐渡市では、合併前の旧市町村でそれぞれ独自のシステム及びネットワークが構築されていましたが、合併を機にセキュリティ面を強化しながら、行政事務の効率化・高度化を目的とした基幹系システムと、インターネット、<u>グループウエア</u>等の情報系システムとに分離して整備してきました。

また、これらのシステムを安定的に稼働するための高速ネットワークを合併前後にかけて整備してきました。しかし公共施設数が多いことから高速ネットワーク接続施設と低速のネットワーク接続施設が混在しており、同一レベルでの管理・運営が難しい状況にあり、早急に統一的に整備する必要があります。

さらに、既存ネットワークを最大限利用するための検討・調査を行う必要があります。

オフトーク通信

オフトーク通信は、電話回線で通信していない時間を有効利用し、各家庭に情報を送る伝達システム。お知らせや火災、災害などの緊急連絡のほか、自主番組、BGMなどの放送に利用。

デジタルデバイド

パソコンやインターネットなどの情報技術(IT)を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差を指す。情報技術が社会的な格差を拡大、固定化する現象。

グループウエア

企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、電子メール、電子会議室、電子掲示板、スケジューラ、文書共有等の機能などがある。

【課題】

既存情報化設備の整理統合と広域情報伝達手段の早期整備(CATV施設) 携帯電話不感地帯解消対策 ネットワークセキュリティの整備 市民の情報化意識の高揚 防災ネットワークの活用 既存ネットワークの高度利用、多角的利用

【振興方針】

市民サービスを向上するための事務の効率化や市民との情報の共有化を始め、住みよいまちづくりのためのさまざまな施策に情報技術の進歩を最大限活用できるよう、情報化推進の基本的な方針を確立し、行政と地域の情報化については総合的・一体的に整備を進めます。

また、情報化推進に合わせ個人情報などの適切な管理やネットワークセキュリティ対策を強化し、市民に解りやすい情報化を推進します。

複数ある情報化設備を整理・統合し、市民の情報格差是正に取り組みます。

市民への情報提供手段として最大のネットワークであるCATVの未整備地区を早急に整備しリアルタイムな情報提供を行います。

島内における携帯電話不感地帯解消のため、通信事業者との連携を図りながら通話エリアの拡大を図ります。

安全で快適なネットワーク環境を作るため、セキュリティ対策を進めます。

市民の情報化意識の高揚のために、各種講演会などの開催や生涯学習の一環として 関係部局とタイアップした講習会の開催を進めます。

リアルタイムな情報提供手段の構築は、日頃の防災情報としても有効であり、気象情報や各種災害情報、緊急情報などをいち早く市民に提供するため、防災システムとの連携を図りながら検討を進めます。

事務効率化のためのネットワーク整備は、今後の行政改革等の動向を見ながら、接続公共施設整備を計画的に行います。

既存ネットワークを有効・高度利用した新しいシステムとして、医療、教育、福祉、 防災等の導入を検討・推進すると共に、各種生活関連情報を双方向でつなぐシステム の構築を図ります。

2. 自然と共生するまちづくり

(1)自然環境の保全

【現 状】

本市は、「日本の縮図」と呼ばれるほどの自然・生態系、景観を有しており、面積の3分の2近くが自然公園に指定されています。

また、佐渡は離島ということもあり、独自の生態系を有し、佐渡固有の野生生物も多く存在しています。

日本の野生種として絶滅したトキもまた、このような豊かな自然の恵みを受け、私たちと共生してきました。

しかしながら、今、私たちを取り巻く環境は、オゾン層の破壊や地球温暖化、酸性雨の影響により、人類の生存自体をも脅かすまでに至っています。また、里地や里山、川 や海などの身近な自然環境も、生活・生産様式の変化等により、大きく変化してきてい ます。

また、騒音や振動、悪臭、水質等の身近な生活環境に関しても、市民の意識は高くなっており、市では計画的に環境監視を行っています。

項目	件数	項目	件数
大気汚染	2	悪臭	1 0
水質汚濁	3	不法投棄	1 8
土壌汚染	0	野 焼 き	1 4
騒 音	7	異常水質	3
振 動	0	計	6 0

平成16年度 公害苦情受け付け状況

【課題】

トキの野生復帰を踏まえた自然環境等の保全に関する施策の総合的かつ計画的な取 組み

河川や海の水質や、騒音・振動、悪臭等の生活環境の保全 身近な環境の保全

【振興方針】

トキの野生復帰を踏まえた自然環境等の保全に関する施策の総合的かつ計画的な取 組み

市民の参加と協力により、社会経済活動と自然環境が調和した自然と人間との共生を確保するための取組みを総合的かつ計画的に推進します。

また、市役所の事務・事業における環境への負荷の低減に取組むことにより、市民や事業者等のあらゆる主体が環境保全に関する行動に参加する社会を実現するため、地球温暖化対策等を積極的に取組みます。

河川や海の水質や、騒音・振動、悪臭等の生活環境の保全

水質、騒音・振動、悪臭等の状況の監視、測定体制の整備を図るとともに、公害防止のための取組みを推進します。

河川や海等の水質保全を図るため、下水道の整備等の生活排水対策を進めます。 身近な環境の保全

空き缶などのぽい捨てや犬のふん害防止等、環境美化の取組みを進めます。

(2)住宅・公園緑地等の整備

【現 状】

近年、経済的・物質的な豊かさの充足に伴い、市民の価値観や意識にも変化がみられ、 精神的・文化的な心の豊かさが求められるようになってきています。

市民の住宅・住環境への要望も多様化しているなかで、地域特性に応じたライフスタイルや住まいづくり全般にわたる施策の展開が求められています。

市街地にあっては、従来居住していた若者やファミリー世帯等が世帯分離するなど、 核家族化が進行して定住人口が減少するとともに、高齢者に偏ったいびつな世帯構成と なっています。

また、モータリゼーションの進展に伴い、古い歴史を持つ中心商店街を利用していた者が、郊外幹線道路沿いの駐車場が十分に確保された大型店へ買い物に行くようになり、 それに伴い小売店舗が閉店するなど商業機能の衰退も見られます。

また、潤いとやすらぎをもたらす水や緑の自然を活かした、それぞれの地区の特性に 応じた道路・河川の緑化も求められています。

【課題】

総合的な住宅施策の展開と地域特性を活かした住環境整備 暮らしやすい快適な生活環境の確保と花と緑のあふれる環境整備 市民、企業、行政がともに協力して取り組む市民参画型の緑づくりの推進

【振興方針】

総合的な住宅施策の展開と地域特性を活かした住環境整備

すべての市民が愛着や誇りに思える個性を持ち、快適で健康で文化的な暮らしの舞台となる住宅・公園緑地等の住環境の整備と、少子高齢化・若者定住・地域活性化対策などの役割を担っている、住宅政策を総合的に推進するため<u>住宅マスタープラン</u>を策定し、計画的に実施します。

街路、公園、駐車場等都市施設を防災計画と連動して整備し、市街地の美観を高め、明るく親しみやすい街にします。

快適な生活環境の確保と花と緑の環境整備

国道バイパスと連動する中で良好な市街地環境を整備し、農業や周辺の土地利用などと調和を図りながら地域住民と一体となって適切な整備をします。

街の組織づくりの推進、商工会等の指導団体との連携によるまちづくりを行います。 地区間相互の回遊性を高め、水と緑を効果的に配置した、人が賑わう魅力的なまちづくりを計画的に推進します。 <u>ユニバーサルデザイン</u> による充実した質の高い快適な生活空間の創出を図ります。 歴史的な町並み、伝統的な農・山・漁村集落の良好な住環境の維持・保全に努めます。

街路樹の植栽拡充、良好な水辺空間の形成、市街地の街路樹整備と適正な生育管理 をしていきます。

市民参画型の緑づくりの推進

佐渡のイメージアップにもつながる、街路へのツリーサークル・花壇等を設置する「緑の街道整備(フラワーロード)事業」を推進するとともに、河川敷や提においても桜並木(桜づつみ)や四季ごとの花、「椿」・「芝桜」・「アジサイ」・「つつじ」などの植栽を、市民参画型の事業として取り組み、共に協力をしながら地域活性化を図ります。

住宅マスタープラン

佐渡市の地域特性に応じた住宅施策を、計画的、総合的に推進する際の指針となる ものと同時に、民間事業者等や一般市民にとっても、良質な住まい・まちづくりに取 り組む上での指針・参考となるものです。

ユニバーサルデザイン

言語の違い、左右の利き手の違い、障害の有無、老若男女といった差異を問わずに できるだけ多くの人が利用することができるデザイン等をいう。



「緑の街道整備(フラワーロード)事業」



(3)衛生施設の整備

【現 状】

近年の経済発展の中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化により、ごみの排出量の増大が大きな社会問題となっています。また、不法投棄やダイオキシン類による環境汚染等、廃棄物をめぐる環境問題も大きな課題となっています。

これまで本市ではこれらの問題に対応するため廃棄物処理施設等の整備を行い、ごみの適正な処理に努めてきました。また、資源ごみの分別回収とリサイクルを進め、家庭から排出される生ごみについては減量化と再資源化のために、生ごみ処理器の設置等を推進してきました。

廃棄物対策については、第一に廃棄物等の発生の抑制、第二に循環的な利用の促進、 第三に適正な処理の確保によって、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会シ ステムの構築が急務となります。

ごみの不法投棄や海岸漂着ごみ等については市民の関心も高く、ボランティアを中心とした清掃活動が行われており、また、市では不法投棄監視員による監視パトロールの強化や市民啓発等に取り組んでいます。

環境保健課資料「佐渡市清掃事業の概要」より

衛生施設等の数

ごみ処理施設	し尿処理施設	最終処分場	灰溶融固形化施設	火葬場
3 施設	2 施設	2 施設	1 施設	5 施設

ごみの発生量(トン / 年)

項 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
可燃ごみ	23,842	24,176	24,104	24,117	21,762
不燃ごみ	838	945	837	900	784
粗大ごみ	1,106	471	476	469	351
資源ごみ	2,482	2,569	2,551	2,621	2,596
計	28,268	28,161	27,968	28,107	25,493

生ごみ処理器の補助件数(世帯数)

平月	成15年度まで累	表 計	平成16年度			
コンポスト	E M容器	電動式	コンポスト EM容器 電動式			
3,939	787	211	38	21	89	

ごみ清掃ボランティア

平成16年度								
団体数 参加者数(人) 回収量(kg)								
89	4,598	23,875						

【課題】

ごみの発生抑制、再使用、再生利用(3 R活動)の推進 廃棄物処理施設等の計画的な整備

ごみの不法投棄や海岸漂着ごみ対策の推進

【振興方針】

ごみの発生抑制、再使用、再生利用(3R活動)の推進

廃棄物等の循環的な利用の促進を図るため、資源ごみ対象品目を中心に分別収集の拡充や回収率の向上を図るとともに、廃棄物の発生抑制に取り組みます。また、<u>グリ</u>ーン購入 の推進や市民啓発の充実を図ります。

廃棄物処理施設等の計画的な整備

廃棄物処理施設などについては、適正処理と循環的利用の観点から、機能の充実や 施設の計画的な更新・整備を図ります。

ごみの不法投棄や海岸漂着ごみ対策の推進

生活環境や自然環境、さらに観光資源としての景観を守るため、不法投棄の監視パトロールを強化するとともに、ボランティアが中心となって取り組まれている清掃活動等の支援・連携を図ります。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービス等を調達することをいいます。



海岸清掃

(4)水道・下水道事業の促進

水道

【現 状】

佐渡市の水道は、下表のとおり、10地区で53カ所の水道事業があり、それぞれ別々に水道料金を設定しています。創設が昭和30年代の地区が多く、施設の老朽化が進んでおります。浄水場は、滅菌消毒のみの施設を含め68カ所となっており、普及率は99%でほぼ佐渡市全域に普及しています。

	上水道	簡易水道	計
両津地区	1	23(集落営含む)	2 4
相川地区	1	9	1 0
佐和田地区	1	2	3
金井地区	1	1	2
新穂地区		1	1
畑野地区		3	3
真野地区	1	4	5
小木地区		2	2
羽茂地区		2	2
赤泊地区		1	1
計	5	4 8	5 3

【課題】

上水道の統合、

簡易水道の統合及び上水道への編入

老朽水道施設の更新

災害対策

水源の確保

【振興方針】

上水道の統合

地方公営企業法を適用している両津、相川、佐和田、金井、真野の上水道、金井東部簡易水道、新穂簡易水道に整備が完了した畑野小倉簡易水道を加えて1つの給水区域に統合し、料金統一を図り、佐渡市上水道事業を発足させます。

統合することにより、工務や維持管理など様々な業務分野で見直しを行い、全体的なコスト縮減に向けて検討します。

簡易水道の統合及び上水道への編入

統合可能な区域から統合整備事業を進めて、整備が完了した所、給水区域の見直しや料金の統一などの条件が揃った所から順次上水道に編入し、経営の一本化を目指します。

老朽水道施設の更新

浄水場等の施設は、各地区各施設の建設年度や老朽度、性能等を比較し、改修の必要性が高い施設から計画的に更新します。

管の更新は、石綿管更新を最優先し、漏水が多発する管の更新、下水道工事路線は 下水道工事に併せて計画的に更新します。

災害対策

水道施設は離島の影響が大きく、初期応急復旧する資材調達の遅れや不足、島外からの相互応援の遅れが想定されますので、複数水源の確保、給水タンクや貯蔵品資材の確保、管工事組合との連携、島内資材業者の協力など、離島であるが故、官民を問わない協力体制の確立に向けて検討します。

水源の確保

春から夏にかけて、水不足が懸念される地域があります。また、大きな河川など大量に取水できる地点がありません。更にダム等による一カ所集中型の新たな水源の確保及び浄水場建設は、膨大な費用負担、佐渡市水道事業の規模や地域の特性、料金への影響など様々な条件から現時点では非常に困難と考えられますので、水不足地域の配水池容量の見直し、老朽管及び漏水管更新による有収率の向上などにより、現状水源の有効利用を図ります。また、水不足が懸念される地域の水源確保や災害時における複数水源の確保など、安全でおいしい水の安定供給を念頭に、新たな水源開発に向けて努力を続けます。



浄水場施設

下水道

【現 状】

汚水処理は、公共下水道事業、集落排水事業、合併浄化槽整備事業により促進しています。

公共下水道事業は、国府川処理区、両津処理区、相川処理区、小木処理区、羽茂処理区及び赤泊処理区において計画的に整備を図っているところであり、羽茂処理区を除く5処理区については、すでに供用開始をしており羽茂処理区につきましても平成18年度供用開始を予定しています。下水道事業における処理人口普及率は約40%であり、新潟県平均普及率(約56%)より低位に位置しているのが現状であります。

集落排水事業につきましては、姫津・達者漁業集落排水、多田漁業集落排水及び亀脇漁業集落排水の各地区ですでに事業が完了し供用開始済みであり1日に約1,000人の汚水処理をしているところです。また、江積漁業集落排水、沢崎漁業集落排水及び川茂農業集落排水事業につきましては、現在、事業実施中であり平成20年度供用開始に向け計画的に整備しているところであります。

合併浄化槽整備事業は、公共下水道及び集落排水事業による集合処理に適さない地区を対象に個別処理により整備しているところであり、現在約2,080世帯で稼動しているところです。

市街化の進行により短時間に大量の雨水が流出し既設の道路側溝等の流下能力では処理できない内水氾濫による浸水被害が発生している現状にあります。これらの地区における雨水対策が必要であります。

【課題】

汚水処理普及の促進と接続率の向上 災害対策 市街地の雨水対策

【振興方針】

汚水処理普及の促進と接続率の向上

汚水処理は、公共下水道の6処理場及び集落排水の6処理施設ならびに個人設置型の合併浄化槽により普及率の促進を図っていきます。集合処理区域、個別処理区域の見直しをすすめ、より経済的で効率のよい汚水処理計画を作成し汚水処理100%をめざします。

汚水処理は海や河川、湖の水質保全・改善を図る重要な施設であるとともに住宅地周辺のドブ等がなくなり蚊や八工の発生を防ぎ生活環境の改善を図ります。下水道等により汚水処理施設の整備後、早期に下水道に接続できるようその必要性の啓発をはかるとともに接続に必要な補助・助成制度を充実し接続率の向上を図ります。

災害対策

下水道施設は、災害、特に震災時には、自然流下を原則としている管路施設への被害が相当に予測されます。膨大な延長におよぶ管路施設の復旧には相当の時間が必要となることから、管路バイパス可能ルートの選定、処理場へのバキューム車運搬受け

入れ施設の建設(し尿含む) 代替処理等を検討していきます。

市街地の雨水対策

市街化の進展、集中豪雨の頻発などによる雨水の低地への到達速度等を見直し既存の都市下水路、雨水管渠の所要断面を再検討し、新設、改築等、雨水流出抑制対策を図ります。

(5)新エネルギー導入促進

【現 状】

環境問題が大きくクローズアップされ、太陽光発電や風力発電など化石燃料を使わない新エネルギーの導入が進められつつあります。

これまで依存してきた石炭や石油などの化石燃料は、近い将来に枯渇する可能性が高く、特にエネルギー資源がほとんどない日本では、エネルギーの安定供給が重要な課題となっています。

一方、太陽光、太陽熱や風力等を利用した新エネルギーは、賦存量が膨大であり、環境負荷低減の観点からも導入を推進していく必要があります。

しかしながら一般にエネルギー密度が希薄で、現時点ではコストが割高であり、自然 条件に左右されることが最大の問題となっています。

本市でも、豊かな自然環境を活かし、環境への取り組みをより一層推進し、環境先進地域となって新エネルギーの導入についても、積極的に取り組んでいくことが必要です。



太陽光パネル

【課題】

地域の特性を活かした自給自足エネルギー導入の推進 総合的、計画的な事業の展開 情報提供等の普及・啓発活動による市民一人ひとりの意識改革

【振興方針】

自給自足エネルギーの推進

大災害発生の場合の長期停電に対応するため、自然を生かした自給自足のエネルギー導入について研究します。

また、佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助制度を推進し、環境にやさしいまちづくりに努めます

自然エネルギーの利活用

これまで以上に地球温暖化対策を進めていく必要があり、本市の新エネルギーの導入促進について、佐渡市全体のマスタープラン作成のため「佐渡市地域新エネルギービジョン」を策定します。

普及・啓発活動

新エネルギーについての情報を提供することにより、市民や事業者への普及・啓発 を図り、地球温暖化対策を更に推進していきます。

3.安全安心のまちづくり

(1)消防防災・救急体制の整備

【現 状】

消防

本市の消防体制は、1本部4署2支所1出張所の常備消防とその補完的役割を担う市内の消防団からなり、一体となって消防活動にあたっています。

しかしながら、少子高齢化の影響により、団員の確保が難しくなっており、活動環境 整備の在り方について検討する必要があります。

一方、救急業務については、出場件数が増加する傾向があるとともに、急病における 全搬送人員の約7割を65歳以上の高齢者が占めるなど高齢者の搬送者数が増加してお り、また、搬送人員の約78%が厚生連に搬送され広域医療を担っています。

このようなことから、救急医療行為が迅速かつ的確に行えるよう搬送体制の充実はも とより、人材の育成に努めていく必要があります。

防災

各地で大規模災害が発生していることを考慮し、市民の生命・財産を守ることは、市の責務であることから佐渡市地域防災計画により、総合的な防災対策・体制の強化を図ることが急務とされます。

これまで、本市が被った大きな災害は風水害でありましたが、中越大震災の発生、また、佐渡島北方沖に地震空白域のあることが発表されるなど、地震・津波災害の発生も 懸念されており、市民への情報伝達施設の整備と併せて、これらの災害に対応できる防 災体制の充実強化が必要となっています。

【課題】

消防防災・救急機能の整備強化

- ・地域格差の解消
- ・地域防災体制の強化救急・消防施設、設備の近代化自主防災組織等の充実強化



防災訓練

【振興方針】

消防防災・救急機能の整備強化

消防圏域15分、救急医療圏域30分以内の実現のため、現在常備消防の空白地域である海府地区及び前浜地区に分遣所を建設します。

また、消防本部・署所の適正配置の推進に努め、消防隊、救急隊の現場への到着時間の短縮を図ります。

地域防災体制の強化については、災害状況の早期情報収集及び市民に迅速且つ的確 な情報を伝達するため、災害によるダメージが少なく

同時一斉通報が可能な同報系並びに移動系の防災行政無線の整備を推進します。

地域に密着した消防団の活動環境の整備を推進し、入団促進に努めるとともに、消防団の組織見直しや消防機械器具置場、消防自動車、小型動力ポンプ等を計画的に整備します。

訓練内容を充実させ消防団員の資質の向上に努め、さらに大規模災害発生時における役割と組織の充実強化を図ります。

救急・消防施設、設備の近代化

消防防災拠点としての本部庁舎の建設、各種消防車両、装備などを計画的に更新整備します。また、耐震性を有する防火水槽の整備を計画的に進め、消防力の確保を図ります。

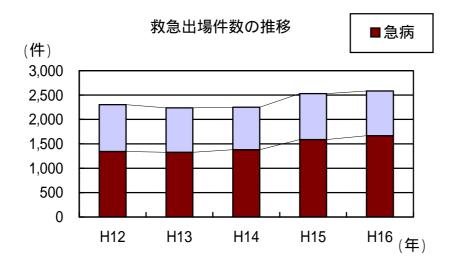
救急については、高規格救急車や高度救命用資機材の整備を促進するとともに救急 救命士の養成、救助隊員の資質の向上に努めます。

第3次医療機関への救急搬送に対応するため、臨時ヘリポートの確保を進めるとと もに救命率の向上を図るため、普通救命講習等を開催し、住民に対する応急手当の知 識・技術の普及啓発とAEDの設置推進を図ります。

自主防災組織等の充実強化

自主防災組織の育成に努め、防災・危機管理教育を行うとともに、自治会、事業所 及び各種団体による防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図ります。

また、消防団、NPO及び防災ボランティア等との連携方策や活動の在り方を検討し、国民保護法の観点からも住民の避難誘導の役割や相互の協力体制の構築と活動の充実を図ります。



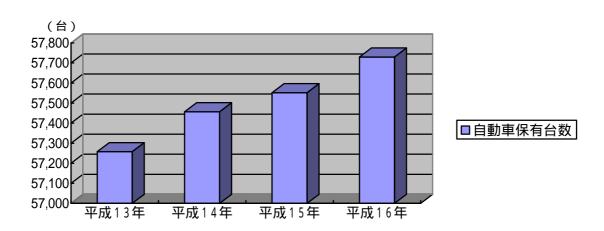
AED (自動体外式除細動器) 心肺停止状態(致死 的不整脈)の患者を 救うため、電気ショ ックを与えて心臓の リズムを正常化させ る医療器具。

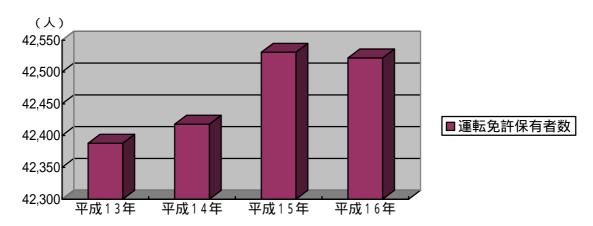
(2)交通事故防止対策の推進

【現 状】

市内の道路交通事故発生状況は、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加さらには、自動車を利用した余暇活動の増加等に伴い交通事故が多発しており、死傷者数が減少しません。また、本市の交通事故をみると、人口の高齢化が一層進展し、高齢者に起因する交通事故は増加傾向にあり、被害者となるばかりでなく加害者となる事故も増えています。また、若者が関わった交通事故が多発しているとともに、交通モラルの低下もみられます。

このような状況の中で、交通事故を防止するためには、高齢者の交通安全対策の推進、 交通安全施設等の整備及び交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。





【課題】

交通安全施設の整備充実 交通安全意識の高揚

【振興方針】

交通安全施設の整備充実

交通事故防止の観点から、高規格幹線道路から地区内道路に至る適切に機能分担された安全な道路交通網の体系的整備を進めるとともに、緊急に交通の安全を確保する

必要がある道路において、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等により 安全な道路交通環境の形成を図ります。

交通安全意識の高揚

交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全にも貢献できる社会人を育成するため、幼児から成人に至るまでの、段階的な交通安全教育及び高齢者に対する適切な交通安全教育を、県、市、警察、学校、関係団体、家族と連携を図るとともに、指導者の養成・確保、学習教材等の充実、参加・体験・実践型の教育を推進します。



街頭指導

(3)犯罪のない社会の実現

【現 状】

現代社会においては都市化や情報化の進展などによる社会構造の変化にともない、地域の連帯意識が薄れつつある中で、全国的に凶悪な犯罪が増加する傾向にあります。こうしたことから、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識を高め、関係機関や団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組むことが必要です。

【課題】

防犯体制の整備 防犯意識の高揚

【振興方針】

防犯体制の整備

市民が安心して暮らせる明るいまちづくりを進めるため、防犯灯の設置など、犯罪防止に配慮した社会環境を整備するとともに、市民の自主的な防犯活動を育成・支援します。

防犯意識の高揚

犯罪のない明るいまちづくりを目指し、防犯に関する情報を市民に提供するととも に、地域の安全は自ら守るという防犯意識の高揚を図ります。

4.健やかで思いやりのあふれるまちづくり

(1)健康づくりの推進

【現 状】

わが国の平均寿命は、近年、医学の進歩や生活環境の改善等によって、急速に伸びたことにより、世界有数の長寿国となっています。

このような人口の急速な高齢化とともに、食生活、運動習慣等を基因とする生活習慣病が増え、その結果、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人や心の健康に悩む人などが増加し、深刻な社会問題ともなってきました。さらに、少子高齢社会では、医療費や介護の負担増大も予想されます。

また、母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てるための基盤です。今後、ますます少子高齢化が進む本市において、全ての市民が健やかで心豊かに自立した生活をしていくためには、従来どおりの保健事業を実施するだけでなく、目標値を定め、健康づくりに関連する部局、関係機関、団体等との連携を図りながら、健康増進計画「健康さど21」に基づき、総合的に事業を推進するとともに、市民一人ひとりが、自分の意思によって、健康づくりに取り組めるよう支援していくことが求められています。

「健康さど21」計画の各施策の目標が達成できたかどうか評価し、新しい計画策定に反映させ、より効果的な事業の推進が必要となっています。

【課題】

生涯にわたる健康づくりの促進 総合的保健事業の展開 市民参加型健康づくりの強化・充実



元気いきいき塾(健康づくり事業)

【振興方針】

生涯にわたる健康づくりの促進

健康は、私たち共通の願いであり、少子・高齢化の進行や医学の進歩などにより、 健康づくりや医療のニーズは、高度化、多様化しています。

このため「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアの思想を広め、「健康さど 2 1 」計画に基づき、健康を支える環境づくりを進めるとともに、日常の健康管理や 健康相談などのプライマリィ・ヘルス・ケアを重視し、住民がどこに暮らしていても、 より身近なところで保健サービスが受けられるよう体制整備を進めます。

総合的保健事業の展開

市民のニーズに応じた総合的な保健サービスの提供基盤の充実に努めるとともに、 継続的なサービスの評価やサービス利用者の権利を擁護するなどの円滑な実施を図る ための取り組みを推進する。

住民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進やボランティア活動の促進など、住民の保健活動への参加を進めるとともに、健康を支える環境を整備することによって、健康寿命を伸ばすことを目指します。

市民参加型健康づくりの強化・充実

市民ニーズの高度化・多様化が進む中で「誰もが、住み慣れた地域の中で、健やかに、生き生きと自立して暮らすことができる社会の実現」を目指すためには、市民の 積極的な参画を得て、健康づくりを推進することが必要です。

このため、「自分の健康は自分で守る」という自らの健康管理に取り組むセルフ・ケアの思想とノーマライゼーションの理念を広め、地域における住民主体の活動を展開するための基盤づくりを進めます。

(2)医療体制の充実

【現 状】

佐渡市の救急医療体制は、高齢社会、災害、事故等の要因から年々増加する搬送件数に対して、市内医療機関での受け入れ体制が十分でないため、緊急を要する者については、航路及び空路を利用し島外の医療機関に依存しています。

市内の医療施設は、市立病院・厚生連を中核とし、6病院で二次医療圏を形成しています。

しかし、高度医療機器の設備や専門医師の配置が不足しているため、島外の医療機関への搬送要因にもなっています。さらには、高齢社会の進展により、特に遠隔地への医療サービスの確保も急務となっています。

主な診療科数

(平成 16年 12月 31日現在)

内	呼	消	循	小	外	整	脳	産	眼	耳	歯	放	皮
	吸	化	環	児		形	神経	婦		鼻咽		射	膚
	器	器	器	76		外	外	人		喉		線	肩
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
39	2	8	3	12	6	7	1	3	5	5	31	4	5

資料提供:(佐渡地域振興局健康福祉環境部)

医療関係従事者数

(平成 16年 12月 31日現在)

医 師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	
9 4	3 8	7 6	4 5	2 0	4 2 1	184	

資料提供:(佐渡地域振興局健康福祉環境部)

【課題】

医療の地域間格差の解消 医療ネットワークの確立 医療機関への送迎交通手段の確保 専門医師の確保

【振興方針】

ますます進む高齢社会に対応するために、医療施設の充実と機能分担を図ります。 遠隔地における医療サービスの地域格差を解消し、行き届いた医療を受けられるよう、医療ネットワーク(病院と診療所、病院と病院の連携強化)を確立するとともに、 遠隔地診療、画像診断等の高度な医療の確保を図ります。

医療技術者の養成等、医療支援体制を強化するため、看護学校等の医療教育機関の 整備充実に努めます。

遠隔地の高齢者や障害のある人たち等に対する、通院や福祉施設への輸送バス等の 運行サービスを充実させていきます。

(3)地域福祉の充実

【現 状】

高齢者福祉

我が国においては、「人生80年時代」といわれる長寿社会を迎える一方で、少子化傾向が進んできており、社会の高齢化が顕著となっています。

本市では、過疎化や核家族化とあいまって高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加が、地域社会での重要な課題となっています。

また、当市人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合が34.4%に達しており、 全国より30年進んでいると言われています。

障害者福祉

社会構造の多様化・複雑化等に伴い社会生活の中でストレスを感じる人が増え、精神 に障害を受ける人が急激に増えてきています。

当市の身体障害者手帳の交付状況は、3,223人(平成17年4月1日現在)で、前年度より増加しておりますし、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付状況についても、前年度より増加しています。

児童福祉

市内には現在、公立保育園30園、へき地保育園5園、児童館2カ所、学童保育5カ 所、児童遊園15か所があり、様々な保育ニーズに合わせ、子どもたちの健全育成に努 めています。しかしながら保護者は気軽に集える場所や相談できる窓口が少ないため、 子育ての孤立感を感じることもあり、このような状況への支援体制としてネットワーク の整備が求められています。



保育園 祖父母参観

母子福祉

母子生活支援施設「佐渡市母子寮」は昭和30年に改築され、築50年を経ており、 老朽化が著しい状況にあります。また、社会情勢の変化により母子家庭は、年々増加し ており、その理由としては、離婚が一番多く、未婚の母子も少しずつ増えているのが現 状です。

母子の生活支援については、経済的支援のみならず、子育て力の不足や家庭の解決困難な問題に対処する必要もあります。また、母子家庭に限らず、核家族、共働き家庭の増加は、保育園のサービスのみでは対応に限界があり、母子生活支援施設に子育て支援機能の充実も期待されています。

低所得者等の福祉

経済成長と社会保障制度の整備により、生活困窮者は全体的に減少してきましたが、 長引く景気低迷等により被保護世帯数の増加が続いています。

本市においては、過疎化や核家族化の進展等により自立困難な高齢世帯や傷病障害世帯が増えており、被保護世帯に占める高年齢世帯の割合が年々増えています。

また、近年は離婚等により乳幼児を抱える母子家庭が増加する傾向にあり、その支援が必要になっています。

地域福祉

人生80年の長寿社会を迎えた今日、社会生活が多様化、複雑化した現代社会では、

だれもが人生のいくつかの時点で心身の障害を持つ可能性が大きくなっています。

一方で、家庭や地域社会が果たしてきた機能が低下し、障害を持った人が地域社会の 中で安心して暮らし続けることが困難になっています。

このような時代を迎え、障害のある人もそうでない人も地域の中で共に生活できる社会こそ自然であり、すべての人にとって住みやすい社会であるというノーマライゼーションの理念を実現する社会づくりを目指す必要があります。

【課題】

高齢者福祉は、入所待機者が多い介護老人福祉施設等の整備 障害者福祉は、自立支援と社会復帰に向けて取り組むための障害者施設の拡充 児童福祉は、新市建設計画に基づいた保育園統合計画の検討により良質な保育環境 の整備推進

子育て支援体制の推進と要保護児童対策協議会の設置 母子福祉は、多様化するニーズに対応した母子生活支援施設の整備 低所得者等の福祉は、適正な援護と生活の向上と安定の促進 地域福祉は、ノーマライゼーションの及啓発と地域福祉活動の推進



高齢者によるグラウンドゴルフ

【振興方針】

高齢者福祉

高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進し、健康寿命を伸ばしていくことが重要です。また、介護が必要な状態になるのを予防する介護予防やリハビリ機能の充実を目指します。

介護保険施策では、介護福祉施設の整備と地域におけるサービス支援体制の拡充に 取り組みます。

障害者福祉

障害者の日常生活を支援するためのサービス提供事業者の拡充と相談体制の強化を

行います。

地域ボランティア団体等の発掘育成に努めるとともに、障害者の社会参加の促進と 日常生活の質的向上を図ります。また、障害者施設及び通所作業所の整備と就労機会 の拡充を図ります。

児童福祉

子どもを安心して産み育てることができる子育て支援政策として、保護者の生活支援、子どもの健全育成のため保育サービスの充実を図ります。また、保育園統合計画に基づく保育環境の整備推進を図ります。

今後は子育て支援情報の周知、ファミリーサポートセンターの設立を進め、延長保育、休日保育、病後児保育、一時保育の実施も行ないます。

保健・医療・福祉・学校保健等、関係機関との連携を図りネットワークの充実を図ります。

母子福祉

現在の母子寮を改築し、母子家庭の支援、及び子育て支援を行います。

低所得者等の福祉

適正な援護を実施するため、訪問による生活実態を的確に把握し、困窮程度に応じた必要な生活保護行政の実施を継続します。

生活の向上と安定した日常生活の確保のため、民生・児童委員、保健師、医療機関との連携を密にして相談・指導体制の充実を図ります。

地域福祉

ノーマライゼーションの意識啓発を行うとともに、地域福祉活動の中心組織である 市社会福祉協議会への支援と連携の強化を図ります。また、ボランティア組織の育成 と活動を支援します。

障害者や高齢者等が安心して外出し社会参加できるよう、公共的施設や道路等をだれもが使いやすいようにバリアフリー化を進めます。

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者の財産管理や福祉サービス等の利用のため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の定着を図ります。

(4)社会保障の充実

国民健康保険制度の安定運営の推進

【現 状】

国民健康保険制度は社会保障制度の一環として実施され、その制度発足以来、医療保険の中核として地域住民の医療の確保や健康の保持・増進に大きく貢献し、住民が安心して生活を送るための重要な役割を果たしています。

しかしながら、加速する高齢化社会とともに加入者に低所得者が多いこと、加えて疾

病構造の変化や医療技術の高度化に伴い、医療費は年々増加し保険者にとって、ますます厳しい財政運営を余儀なくされています。

【課題】

医療費分析を的確に行い、疾病の傾向を把握するとともに、その予防、早期発見に 努めることにより医療費を抑制し、住民負担の軽減を図る。

【振興方針】

国民健康保険の事業運営にあたっては、健康教育、健康づくり等の保健事業について関係機関と連携を強化して取り組み、住民の健康に対する意識の高揚を図ることにより、疾病の予防・早期発見、適正な受診、高齢者の生きがい対策等、さまざまなニーズに対応できる体制を充実します。

保険税の適正な賦課と収納率向上に努め、医療費の適正化を促進し国民健康保険制度の安定化を図ります。

国民年金制度の啓発促進

【現 状】

国民年金制度は創設以来、老後や障害、死亡に際し年金を支給して、本人や家族の健全な国民生活を支えるものとして大きな役割を果たしてきました。

現在、公的年金への期待がますます大きくなっている中で、急速な少子高齢化への進行、さらに就労形態が多様化したこと等々、多くの課題が出されている。その中で保険料未納問題が生じており、高齢期の生活基盤を支える主要な柱としての年金制度の運営に大きな影響を与えていることが懸念されています。

【課題】

年金制度に対する理解を深め、加入対象者に勧奨を行うとともに保険料未納者を解消すること。

【振興方針】

市民の年金受給権を確保するため、制度の周知について効果的な広報・啓発活動に努めるとともに、関係機関と密接な連携をとり、加入対象者への届出促進と保険料未納者の解消に向けた施策を積極的に推進します。

第2節 魅力ある就業環境

1.豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり

(1) 農林水産関係事業の振興

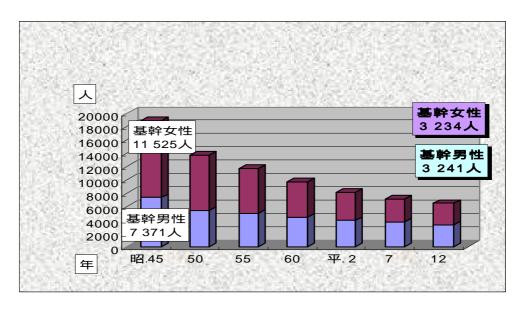
農業の振興

【現 状】

佐渡の農業は、基幹産業として重要な位置付けにあります。「佐渡米」は国中平野を中心とし、一方、中山間地域ではトキの野生復帰に向け、環境に優しい米作りが行われています。全島で栽培が行われている「おけさ柿」、海岸台地を中心にした「佐渡牛」、りんご、イチゴ、洋梨、いちじくなど特産品目の取り組みや、ふれあい市などの直売活動を通じての地産地消、あんぽ柿など加工品や女性グループの起業活動も盛んです。

しかし、総産出額は米を中心に近年急激に落ち込んでいます。これには、外的要因として米の消費低迷や農産物価格の長期下落傾向、島内においては農家数の減少と高齢化、 耕地面積の減少や耕作放棄地の増加など多くの要因があります。

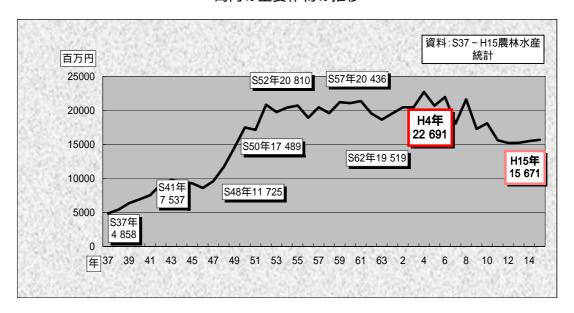
島内の基幹的農業従事者の推移 【資料:S45~H12農林業センサス】



島内の耕地面積の推移【資料:H2~H12農林業センサス】(単位:ha)

区分	Ш	畑					
E 71	н	普通畑	牧草地				
平成 2 年	10,300	1,130	690	215			
平成 7 年	10,000	1,120	718	144			
平成 12 年	9,830	1,110	693	144			

島内の主要作物の推移



内訳 (単位:百万円)

年	次	合計	*	豆類	野菜	果実	花 き	工芸農作物	種苗その他	肉用牛	乳用牛	加工農産物	その他
平成	8 年	21,610	15,930	165	792	2,291	83	480	493	455	441	121	359
平成 ′	15年	15,671	11,683	143	852	1,461	68	245	225	245	398	134	217

【課題】

基幹的農業従事者数の減少の中での担い手の育成 耕地面積の減少に対する生産構造対策 主要作物の生産振興 環境保全型農業の推進

【振興方針】

基幹的農業従事者数の減少の中での担い手の育成

地域農業の将来を担う担い手については、圃場整備が進んで高生産性農業が可能な 地域は大規模経営体を確保・育成し、農業経営の法人化を推進します。柿など園芸の 産地化が定着している地域や畜産振興が図られている地域では、高収益な複合経営体 の育成・確保を図ります。

また、農業を支える意思が明確な農業者を、地域合意に基づく認定農業者に積極的に位置付け、地域ぐるみで育成を図ることと、併せて、女性・高齢者との役割分担や、労働力補完体制の構築を図り、集落営農の生産システムを確立します。

耕地面積の減少に対する生産構造対策

土地の有効活用を進めるため、米の生産調整対策や、高齢化などによる耕作放棄地対策の構築を図ります。また、国営・県営総合土地改良事業、県営圃場整備事業等の活用による土地生産基盤の確立を推進します。

- ・土地基盤の整備による農地流動化の促進と、農業用排水の整備による農業生産活動の 可能性を拡大します。(水田の汎用化、畑作物の生産安定、品質向上)
- ・生産基盤整備と一体的な生活環境整備を行い、快適な田園居住空間を創造します。また、農業と観光の連携を図る観点から、グリーン・ツーリズムなど交流人口の拡大を図ります。

主要作物の生産振興

佐渡米やおけさ柿等の果樹、佐渡牛などブランド農畜産物の高品質・高付加価値、 低コスト生産と、地産地消の理念にたち、ふれあい市や学校給食、観光関連産業等と の佐渡産食材の積極的な活用を図り園芸品目等の拡大を図ります。

また、女性グループ等が行う農産物の加工や直売等の企業活動を支援します。

環境保全型農業の推進

トキの野生復帰に合わせて、自然に優しい循環型社会を目指し、また、安全・安心を求める消費者ニーズの高まりに応じた環境保全型農業を推進します。

- ・消費者との連携による環境保全型農業の積極的推進
- ・環境保全型農業推進組織の活動支援



小学生の農業体験

林業の振興

【現 状】

林業関係においては、高齢化により就労者の減少が急速に進み、良質な木材生産に最も重要な間伐施業適期となった山が手入れされないまま放置されています。一方で、佐渡全域に広がった松くい虫被害跡地林は手を入れられずに放置されたため雑木に覆われていて、かつての豊かな佐渡の緑は減少しています。

また、佐渡産材は生産・加工・流通体制の整備が遅れていることから、島外産材に押されて島内ではほとんど利用されることなく、伐採適期を過ぎても山に残っているのが実情です。

林産物では、特に椎茸生産高は高齢化・就労者不足・生産に適した大きさのほだ木の 調達が困難等の理由で、最盛期に比べて1/4にまで減少しています。 今後、林業の振興は、木材の供給・水源のかん養・国土の保全等本来の目的のほか、 地球温暖化対策の面からもきわめて重要な課題であり、林業の視点以外での総合的な振 興策が必要となっています。

【課題】

林業就労者の確保 整備森林の拡大・佐渡産材の活用 林産物の生産向上 多様な森林効果の啓発

【振興方針】

林業就労者の確保

森林組合を中心に後継者の育成を図るとともに、健全な森林整備を目指し、作業員の技術の向上を図ります。また、若年層を対象とした体験学習活動を開催し森林に対する意識の啓発を図ります。

整備森林の拡大・佐渡産材の活用

適正に管理された林を展示林として公開し、除・間伐施業効果の確認をとおして、 森林整備の啓発を図ります。また、佐渡産材の島内利活用を活性化するため、各種林 業関係団体と連携して、地元産材の流通体制を確立します。



適正に管理された林の展示林(枝打ちのされた杉林)

林産物の生産向上

椎茸生産において、県内一の優良生産地であることを再認識し、水稲との兼業を推進しながら最盛期に近い生産高に回復するよう務めます。ほだ木の調達に関しては、合併した利点を最大限に活用し、佐渡全島の原木情報交換システムを確立し、容易に入手できるよう体制を整えます。また、他の林産物においても県やJA・森林組合と連携して生産から販売までの流通経路を確立し、ブランド化できる商品を開拓し、林業経営による収入の増大を図ります。



しいたけのほだ場

多様な森林効果の啓発

森林浴や森林レクの関心が高まる中、里山の森林を心の安らぐ空間となるような公園として整備します。また、地球温暖化防止循環型社会の形成、廃棄物等の抑制が求められる中で、化石燃料に替わる環境に与える負荷の少ない木材等のバイオマスの有効活用を目指し、木質資源を木質ペレットとして活用するシステムを構築します。

本来の森林の役割を改めて認識し、山のもつ多様性を十分に発揮できるよう地域住民と協力し森林整備を進めことを通して山や森や木に関心が持てるよう啓発します。

水産業の振興

【現 状】

佐渡市の水産業・漁村は、「新鮮で安全な水産物」を安定的に供給する役割と、自然環境の保全、親水空間、海洋性レクリェーションなどの多様な機能を通じて「やすらぎとうるおいの場」を提供する役割を担っています。

しかしながら、水産業を取り巻く情勢は、水産資源水準の低下や国際的な漁業規制の 強化による漁業生産量の減少、輸入水産物の増加等による魚価の低迷、漁業就業者の減 少・高齢化など大変厳しい状況にあります。特に生産量の減少については、資源状況を 無視した漁獲など資源水準の低下が大きな要因と考えられます。

また、就業者の年齢構成は、高齢化が進んでいるとともに、生産量の減少、魚価の低迷などにより漁家の経営は悪化し、漁協組織も脆弱化しています。

一方、漁村は、地域住民にとって大切な生活の場であると同時に、自然環境の保全、 遊漁や海水浴、ダイビングなどうるおいの空間の提供、文化・伝統の継承などの多様な 機能を有しています。

主要魚種別漁業生産量(佐渡地区)

(単位:トン)

年	いか類	あじ類	ぶり類	貝類	かに類	ほっけ 類	たら類	かれい 類	その他	計
H 6	3,459	695	898	638	953	848	750	227	3,508	11,976
H 7	3,535	471	1,870	627	1,048	771	683	218	2,778	12,001
H 8	3,457	2,127	1,837	562	829	547	511	208	23,962	34,040
H 9	3,186	4,000	1,068	581	810	630	510	217	14,720	25,722
H10	1,958	3,246	1,756	694	837	547	485	209	20,470	30,202
H11	2,728	1,923	1,056	728	959	407	391	206	21,736	30,134
H12	2,010	2,327	1,713	723	902	381	379	237	8,097	16,769
H13	2,183	1,827	1,204	669	858	221	356	266	5,130	12,714
H14	1,780	651	1,141	674	700	256	275	269	2,898	8,644
H15	1,780	975	789	717	589	333	296	270	3,043	8,792

出典:新潟県農林水産統計年報

年齢階層別就業者数(佐渡地区)

(単位:人)

_	A +1		男性								
年	合計	小計	15 ~ 24	25 ~ 39	40 ~ 59	60歳以上	女性				
平成 5 年	2,451	2,318	10	187	946	1,175	133				
(構成比)	100.0%	94.6%	0.4%	7.6%	38.6%	47.9%	5.4%				
平成10年	2,144	2,017	15	97	687	1,218	127				
(構成比)	100.0%	94.1%	0.7%	4.5%	32.0%	56.8%	5.9%				
平成15年	1,946	1,834	16	56	591	1,171	112				
(構成比)	100.0%	94.2%	0.8%	2.9%	30.4%	60.2%	5.8%				

出典:第9~11次漁業センサス

【課題】

つくり・育て・管理する漁業の推進

佐渡産水産物供給体制の整備と収益性の高い漁業経営の確立

漁業担い手の確保・育成

役割に応じた漁港の効率的な整備

水産業・漁村が有する多面的機能の維持・保全

【振興方針】

つくり・育て・管理する漁業の推進

資源の増大と持続的利用を図るため、有用魚種の種苗放流を推進する「つくる漁業 (栽培漁業)」、稚魚などの成育の場である藻場や漁場を整備する「育てる漁業(漁場 造成)」、資源を適正に保存管理し持続的に利用する「管理する漁業(資源管理型漁業)」を連携させた「つくり・育て・管理する漁業」を推進します。

佐渡産水産物供給体制の整備と収益性の高い漁業経営の確立

「新鮮で安全な水産物」を安定的に供給していくための体制を整備します。

佐渡産水産物の価格形成力を強化するため、冷凍保存施設等の導入を検討し、供給

体制の整備や水産物のブランド化を推進し、有利販売を促進します。

さらに、漁業経営の強化のため、漁協組織の強化や漁業者の協業化を推進します。 漁業担い手の確保・育成

収益性の高い漁業経営の実現や担い手の確保・育成するため、漁業生産の主体である中核的漁業に新たに就業する者の技術研修等を推進します。また、人材の育成・活用を図るため、地域漁業のリーダーとなる漁業士の育成や女性の漁協役員への登用等を促進します。

役割に応じた漁港の効率的な整備

漁港の機能と漁港間の役割分担を明確にし、それぞれの役割や機能に応じた効率的な施設整備を推進します。また、沿岸域の環境や漁場保全などに配慮した漁港と漁場の一体的な施設整備を行います。

水産業・漁村が有する多面的機能の維持・保全

水産業・漁村が有している多面的機能が発揮されるよう、水域環境の保全、都市と 漁村の交流促進、住みよい漁村の整備、漁港海岸の保全・環境整備のほか、「やすらぎ とうるおいの場」を提供するための取り組みも実施します。

さらに海洋深層水の利活用の促進に取り組みます。



まぐろの水揚げ

(2)商業の振興

【現 状】

本市の商業集積地としての中心市街地の現況は、少子高齢化等による島内人口の減少 や島内交通網の整備進展に伴い、主要道路沿線への郊外型大型店の出店や競合等の影響 を受けて、近年商店街の中に空き店舗が増加傾向にあります。

中心市街地の商店街においては、顧客獲得に向けた努力や集客イベント事業に取り組む事例が見られる一方で、業況の悪化や経営者の高齢化、後継者不足などから、商業地域全体の活力の衰退が見受けられます。

このような中で、中心市街地の活性化に向け、空き店舗を有効活用した対策や癒しの空間としてのポケットパーク整備など市民、商工会、行政が一体となった取り組みを図っています。

【課題】

魅力ある中心市街地(商業地)の活性化対策 経営の安定化と新たな賑わいを創り出す機能の充実 新たな流通システム育成をめざした IT 産業の促進

【振興方針】

魅力ある中心市街地(商業地)の活性化対策

中心市街地の拠点商店街に安全で快適な商業空間の創出を推進するため、駐車場の整備や潤いとやすらぎスペースの設置、高齢者にやさしいバリアフリー化等、商業基盤施設の整備を促進し、商店街の活性化を推進します。

また、観光や豊かな自然資源、地域資源を活用した回遊性の高い商業環境の整備を図りながら、個性のある地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを促進します。

経営の安定化と新たな賑わいを創り出す機能の充実

商業振興には、商業者自らの経営改善、経営近代化への主体的な取り組みが最も重要であります。厳しい経済環境に対応できる経営基盤の確立を図るため、市の融資制度の充実に努めるとともに、商工会と連携した経営指導体制の強化、消費動向に対応した対策を講じ、商業の経営体質強化を図ります。

また、街づくり組織の育成やTMO活動に対する助言と支援を推進し、各種イベントなどと連携した交流を通した集客への取り組みを図り、新たな賑わいを創り出す活性化策に取り組みます。

新たな流通システム育成をめざしたIT産業の促進

消費者の新しいライフスタイルとニーズの多様化への対応を図るため、佐渡市、商工会並びに関係する経済団体のネットワークの構築を図り、佐渡ブランドの創出をめざします。そして、都市等、中心となる経済市場から場所的時間的な隔たりのある佐渡市からインターネットを積極的に活用したWebサイト(仮想商店街)を設置し、共同利用が可能な佐渡ブランドの産品、物産販売システムサイトを商工団体や産業団体等と連携する中から構築を図り、大消費地への市場開拓を推進します。



商店街集客イベント(リョウツ・デ・フェスタ)

(3)工業の振興

【現 状】

本市の工業製品出荷額は506億円となっており、その主なるものは電気機械(部品を含む)や食料品などです。(表3)

1工場当たり従業者数は県平均の15.0人であるのに対し、佐渡市では11.0人となっていて(表1)、平均としては中小企業が多い中で、超小型精密部品を製造している企業の中には従業員500名以上の企業もあります。また、事業所は377あり、業種別に多い事業所は、食料品、木材などとなっています。(表2)

高度経済成長時代に工場の地方分散と農村の雇用機会の創出の必要から、昭和46年に「農村地域工業導入促進法」が制定され、この法律を受け佐渡に於いても6地区の農村地域工業等導入実施計画を策定、導入地区以外も含め当時は数十社の企業進出を見ました。

現在は、インターネットを始めとするブロードバンド(高速・広帯域電気通信)ネットワークの普及、国際的な企業競争の強化、製品寿命の短命化、戦略的なロジスティックス の徹底など、企業のビジネス環境は激変しています。このような企業のビジネス環境の変化をよく捉えた「新しい企業誘致策の推進」こそ今、本市がなすべき急務と言えます。

また、新しい企業を創造したり、世界に通用する製品を開発したり、国際的競合の中で企業経営を行っていくには、並外れた知恵と行動力を持った人材が必要になっています。このような人材を育成する土壌と基盤を持つことが、本市が発展していく何よりの条件と言えます。

ロジスティックス

原材料調達から生産、販売に至るまでの物流を企業が合理化するための手段。

【課題】

技術者の養成、招致により競争力の高い企業の育成、支援 成長企業の積極的誘致

【振興方針】

技術者の養成、招致により、競争力の高い企業の育成支援

新潟県職業能力開発課や職業訓練機関、商工会、関係業界との連携を強化し、産業の活性化を担う人材の育成を図り、技術革新に対応できる職業能力と産業技術の取得に努めるとともに、公共職業安定所や労働基準監督署との連携を密にし、技術者の就業を支援することで、付加価値の高い商品を開発し競争力の高い企業の育成、支援を図ります。

成長企業の積極的誘致

工場用地と労働力の確保を図る方策を関係機関と連携して推進するとともに、企業 誘致支援措置を強化し、成長産業であるIT産業やコンテンツ産業の積極的な誘致を 進め、地域産業の強化と地域活性化を図ります。

表1 製造業の生産性

(単位:人・百万円)

調査年	_	場当り 者数	_	易当り 出荷額	従業員1人当り 製造品出荷額		
平成 13 年	佐 渡	県平均	佐 渡	県平均	佐 渡	県平均	
+11X 13 +	11.02	11.02 15.04		145.4 265.62		17.65	

工業統計調査

表2 業種別事業所数

(単位:箇所)

_												<u> </u>
	調査年	食料	木材	窯業	出版印刷	輸送 用機 械	電気機械	衣服	金属製品	家具	その 他(繊 維等)	計
	平成 13 年	98	51	35	26	8	15	18	13	10	63	337

工業統計調査

表3 産業別製造品出荷額

(単位:百万円)

	調査年	食料	木材	窯業	出版印刷	輸送 用機 械	電気機械	衣服	金属製品	家具	その 他(繊 維等)	計
1	平成 13 年	8,295	957	5,840	801	288	14,226	1,190	884	284	17,886	50,651

工業統計調查

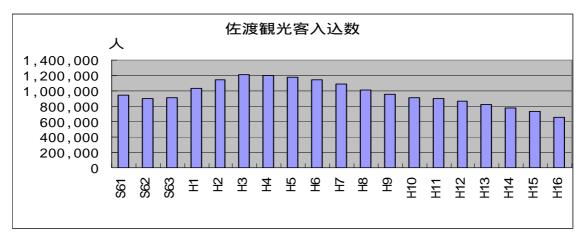
(4)観光産業の振興

【現 状】

佐渡は、豊かな自然や薫り高い文化が集積し、多くの観光資源に恵まれていますが、 観光客の入込み数は平成3年の121万人をピークに減少し続けています。

その原因の一つとして、人々のライフスタイルや価値観の変化から旅行形態が団体旅行から個人やグループ旅行に変化してきたことに十分対応出来なかったこと、また、海路に頼らざるを得ない佐渡観光において、経済距離の長さからくるハンディを克服するような「スペシャリティ」を打ち出せなかったこと、全島あげての一丸となった観光客へのサービスが行われてこなかったことなどがあげられます。

このことから、本市の観光振興には個人のライフスタイルや価値観を把握した上で、 潜在的なニーズを探り、本市独自のポテンシャルを活かした、新たな観光施策の樹立が 求められています。



資料提供: 佐渡観光協会

目的別観光客延べ人数

(単位:人)

				_ `
	景勝地	史跡	観光施設	海水浴場
平成 12 年度	880,570	905,780	1,129,580	248,790
平成 13 年度	838,360	878,570	1,107,040	199,850
平成 14 年度	783,970	813,630	997,150	123,580
平成 15 年度	743,040	752,920	999,160	96,130
平成 16 年度	611,400	581,580	808,550	127,620

資料:佐渡市

【課題】

一丸となった観光振興策の立案と推進(計画の実行に向けて、リーダーシップを持って推進する体制と予算の裏づけ)

競合する観光地に負けない佐渡としての「スペシャリティ」の明確化と徹底した広報・PR施策(徹底した差別化により、違いを打ち出した食事メニュー)

個人客、グループ客に対するきめ細かな情報提供及び、もてなしサービスの充実(情報案内所機能の高度化、観光ポータルサイトの構築、従業員研修)

体験滞在型観光地づくりへの取り組み

観光宣伝の強化(効果的な情報発信と誘客宣伝活動)

島内自然環境の保全(廃自動車等のゴミの撤去、美しい海岸線の維持、登山道、遊 歩道の整備など)

佐渡までのアクセスの改善と島内公共交通機関の利便性の向上

【振興方針】

一丸となった観光振興策の立案と推進体制の確立

中・長期の行動戦略計画の策定

・佐渡の観光の「量」と「質」の現状を明らかにし、観光の「質」を高めるための観 光施策の指針となる基本計画の策定をします。

観光協会の体質強化の促進

・観光協会を佐渡観光の中核的な団体として位置づけ、強力なリーダーシップを発揮できるよう、その法人化を促すなど、体質強化を促進するとともに、柔軟かつ適切な運営が行われるよう指導・助言を行います。

「スペシャリティ」を打ち出した観光資源開発

地域資源を活かした旅行商品化への取り組み

- ・佐渡百選に代表される自然・歴史文化・郷土芸能・地場産品などの地域資源の中から競合観光地に負けない特別な旅行商品づくりを支援します。
- ・地元食材でしか提供できないようなユニークな食サービスと宿泊をセットにした魅力ある旅行商品の企画開発を進めます。
- ・トキ野生復帰やエコアイランド構想など、本市のプロジェクトと一体化した参加、 体験型、地域ふれあい型の旅行商品づくりを促進します。

ホスピタリティの醸成と人に優しい観光地づくり

- ・佐渡観光のセールスポイントとして人の温かみをアピールするため、観光産業に従 事する人々に対する佐渡らしいホスピタリティの教育・醸成を図ります。
- また、「観光」に直接関係のない島民も観光客を暖かく迎えることができるようガイド・案内機能の充実を図ります。

地域ぐるみの受入環境づくり

- ・地域住民に対し、観光客の来訪による経済的、文化的好影響の理解を広め、島ぐる みでもてなす協力体制をつくります。
- ・地域資源や伝統芸能を活かしたイベントを、集客効果のある観光イベントとして定着させます。

個人客、グループ客に対するきめ細やかな情報提供と、もてなしサービスの充実。 観光情報案内機能の充実

・インターネットやモバイルを活用し、いつでもどこでも必要な情報を必要な形で受け取ることが可能となる情報提供手段の確立とともに、多機能情報案内所を新設します。

個人客・グループ客へのサービス対応の充実

・観光事業者に対し、個人客・グループ客に対する宿泊施設の整備や従業員の温かい 「おもてなし」によるサービス対応の改善を図ります。

体験滞在型観光地づくりへの取り組み

・「癒しの島佐渡」の余暇を提供するため、地域資源を活かした体験学習等のメニューを整備し、修学旅行や個人客の誘致を図るとともにリピート率向上に努めます。 観光宣伝活動の強化

個人客・団体客に対する宣伝対象の絞込み

- ・宣伝対象を絞り込み、誘客可能性に応じた集中的 PR を行います。 島民コネクションの活用
- ・佐渡人会や島内出身者のコネクションを活用して、誘客宣伝活動をより積極的に行います。

島民向け観光情報提供の充実

- ・地域住民の観光施策に関する理解を深めるような情報発信に努めます。 イベント開催による集客力の強化
- ・誘客強化を図るため、イベント実施の情報を早めに発信し、旅行会社の商品造成を 促進します。

島内自然環境の保全(廃自動車等のごみの撤去、美しい海岸線の維持、登山道、遊 歩道の整備など)

花の島プロジェクトの推進

・トビシマカンゾウ増殖事業、山野草の保護活動など観光客を巻き込んだプロジェクトとして推進します。

環境保護活動と観光の連携

- ・島内自然環境の保護と交流人口の拡大を図るため、エコツーリズムを推進します。 佐渡までのアクセスの改善と島内公共交通機関の利便性の向上 トータル交通コストの縮減
- ・海上交通コストの低減と島内交通コストの削減と利便性を図り、価格競争力のある 企画商品の開発を進めます。

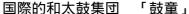
島内交通ホスピタリティの向上

- ・観光案内レベルの向上に向けた検定資格制度の導入を図ります。 佐渡らしい道路標識、観光案内板の整備
- ・道路標識や観光案内板には、佐渡らしさを活かした工夫と外国語表示により、外国 人が一人で歩ける観光地づくりを推進します。



大野亀とカンゾウ







相川京町音頭流し「宵の舞」

(5)新たな産業の育成

【現 状】

新たな資源として注目される「海洋深層水」は、平成16年から多田漁港で分水が始まっており、平成17年度には、多田地区に製塩工場、ボトリング工場が進出し営業を始めています。この他、酒、味噌、パン、そば、豆腐への利用や、魚介類の蓄養や保冷、アワビの種苗生産への応用を試みています。

また、農産物の加工による付加価値販売では柿、梅、キウイフルーツ等でおこなわれているがいずれも零細であり、生産量も少ないため販路拡大が図れないでいます。

【課題】

「海洋深層水」の有効利活用を通しての企業誘致や「佐渡ブランド」新産品の開発 佐渡の自然、農林水産物を活用した新産業、新製品開発の推進

【振興方針】

「海洋深層水」の有効利活用を通しての企業誘致や「佐渡ブランド」新産品の開発 「海洋深層水」の有効利活用、新用途開拓による新産業の創出と企業の誘致により、 雇用の拡大による地域活性化を図ります。

佐渡の自然、農林水産物を活用した新産業、新製品開発の推進

農業等生産物の六次産業化を中心とした新たな産業を創造し、地域の雇用の場の拡大と所得の増大を確保するとともに、佐渡の自然環境を利用した風力発電、バイオマスエネルギー等の開発の可能性について探求します。



佐渡海洋深層水分水施設

(6)地域振興拠点の整備

【現 状】

本市全域が過疎地域になっているが、地域的には市の周辺部や山間地域から若者を中心に、国中地域への人口移動が進んでいる。このため、周辺過疎地域では、郷土芸能の 伝承や共同作業ができないなどの、集落機能の低下が進んでいます。

しかし、このような地域は豊かな自然が織りなす風光明媚な景観地や心温まる伝統文 化・芸能が息づいています。

また、当市においては周辺地域ばかりでなく、中心市街地においても空き家、空き店舗、廃校など遊休施設が散在しています。

佐渡市の人口

(参考資料:平成12年国勢調査)

【課題】

地域の特性を活かした物流、観光、交流等の拠点整備 若者定住の条件整備促進と就業機会の創出 都市の定年退職者の定住や期間滞在の促進

【振興方針】

地域の特性を活かした物流、観光、交流等の拠点整備

豊かな自然や伝統文化等地域の特性を活かして、観光施設等の整備や都市との交流を促進し、地域の活性化を図ります。

若者定住の条件整備促進と就業機会の創出

若者定住を推進するため、計画的な生活環境の整備を進めるとともに、地域特性を活かした就業機会の創出、空き店舗、廃校などを利用した研修機関の整備等に取り組みます。

都市の定年退職者の定住や期間滞在の促進

団塊の世代を始めとするU・Iターン者の受け入れを促進するため、空き家情報等を発信し定住を図り、人口増による地元経済へ貢献だけでなく、高齢者の知識、経験、趣味、価値観などを通して地域住民への好影響を期待します。



若者による鬼太鼓

第3節 人が輝く交流促進

1.文化を大切に一人ひとりをはぐくむまちづくり

(1)知育・徳育・体育の調和した学校教育の充実

【現 状】

佐渡はかつて『教育の島』といわれた時期があり、有為な人材を輩出してきました。 近年では、人口の都市集中化による急激な人口流失と併せ少子化に拍車がかかり、過疎 化が一層進んでいます。幼稚園教育は、人間形成の基礎を培う上で大きな意味を持ち、 小・中学校教育は、児童・生徒一人ひとりの資質・能力の伸長を図る重要な時期です。 地方分権に伴う規制緩和の中、国の教育改革と連動し、佐渡として主体的な学校教育の 指針を持ち、佐渡の活性化を担う人づくり、我が国の発展に貢献できる人づくり、世界 に羽ばたく人づくりを目指した教育施策の構築が求められています。

一方、学校教育現場には、いじめ・不登校といった問題があります。学校・家庭・地域・教育機関が連携し、これらの課題に取り組まなければなりません。また、教師の資質・指導力の向上も必要であり、佐渡の特性、実態に応じた職員研修の充実及び教育者としての使命感・倫理観・教科等の専門的知識を基盤とした実践的指導力の充実を図ら

なければなりません。さらに、現 代社会において重要とされる情報 教育を充実させるために、牙 を充実させるために、子伸していく多様な価値観の実現を 要です。これからの教育は学校を のない、知育・体育を地域の整 り、知育・体育を地域の整 増・充実を目指さなければなりません。



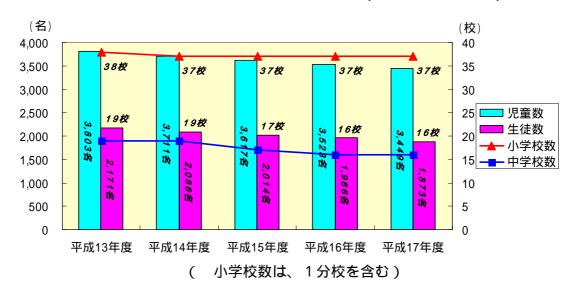
体育館で遊ぶ児童

【課題】

確かな学力、豊かな心、たくましい体力をもち、創造力に満ちた子どもの育成

- ・基礎学力の定着と生きる力の育成
- ・学校と家庭と地域が連携した取り組みの推進 郷土への誇りと夢を持ち、自立した子供の育成
- ・佐渡の歴史的・文化的価値、自然と環境を重視し国際化に対応する教育の推進
- ・学校と家庭と地域が連携した魅力ある教育の推進 安心して学べる教育環境の整備
- ・佐渡の地域性を活かした、安全・安心な教育環境の充実

佐渡市立小・中学校児童・生徒数、施設数の推移(各年5月1日現在)



佐渡市立幼稚園の園児数、施設数の推移(各年5月1日現在)

X	分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
幼稚園	園 数	3 園	3 園	3 園	3 園	3 園
以 作 园 	園児数	105 名	92名	71 名	88 名	83 名
佐渡市計	施設数	60 施設	59 施設	57 施設	56 施設	56 施設
1年/1支巾司	人 数	6,079 名	5,889 名	5,702 名	5,577 名	5,405 名

(佐渡市計は、幼稚園・小学校・中学校の合計)

【振興方針】

確かな学力、豊かな心、たくましい体力を持ち創造力に満ちた子どもの育成

- ・学ぶことの喜び・意欲をはぐくみ個性を伸ばす魅力ある学校づくりを推進します。
- ・善悪の判断力を養い、他を思いやり行動できる心をはぐくむ教育の充実を図ります。
- ・豊かな感性と社会性を育成する教育の充実を図ります。
- ・体力の向上と、運動意欲をはぐくむ教育の充実を図ります。
- ・情報・環境・福祉・国際理解教育の充実を図ります。



学校給食

郷土への誇りと夢をもち、自立した子どもの育成

- ・佐渡の歴史・文化を知り、自然や環境を大切にする心をはぐくむ教育を推進します。
- ・郷土を愛し、伝統芸能・文化を継承し、情報・国際化社会に対応する教育の充実を図ります。



農業の体験学習

安心して学べる教育環境の整備

- ・社会問題に即応した教育施設の整備・充実に努めます。
- ・職員研修体制の確立と指導者の育成を図ります。
- ・教育相談体制の整備・充実に努めます。



体育の授業

(2)「いつでも・どこでも・だれでも」学べる生涯学習の推進

【現 状】

生活水準の向上や余暇の増大などに伴い、学習や実践活動を通して、生きがいや楽しみを見い出したいと願っている人々が増えています。生涯学習の観点から、社会教育は、学校教育と共にますます重要な役割を担うようになっています。

本市では10の地区公民館のほか、文化会館、博物館及び民俗資料館、そして図書館 等が生涯学習の場となっています。

生涯学習事業として、家庭教育学級、市民大学講座、高齢者学級、地域間・世代間の 交流の推進等を展開してきました。

また、近年では少子高齢化、若年層の不就労 (ニート)等の問題が社会的課題となっており、社会環境の変化に対応した生涯学習プログラムの開発、並びに公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実等、生涯学習環境の整備・拡充が必要となっています。



着付け教室

【課題】

生涯学習支援施設の積極的活用

- ・公民館、図書館、博物館活動のネットワークの構築
- ・社会教育施設や学校などとの連携による地域の教育力の向上 生涯各期の発達課題に応じた学習支援の充実
- ・市民一人ひとりの多様な学習要求に応える学習支援サービスの提供 市民の自主的な生涯学習活動の支援
- ・市民参画型の事業運営の促進
- ・世代間、地域間交流や学習活動の活性化の促進

【振興方針】

生涯学習に関する情報の提供

- ・いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる佐渡市を目指し、生涯学習関連の 組織・施設における情報収集機能、情報発信機能の整備・拡充を進めます。 発達課題に応じた学習支援
- ・生涯各期に対応した社会教育事業を展開します。特に、家庭教育の充実、青少年に 対する学習支援を積極的に進めるとともに、相談体制の充実を図ります。 公民館活動の充実
- ・佐渡市公民館と地区公民館、それぞれが展開する学習活動の相乗効果により、多くの市民が集い、学び、結びあえる学習環境づくりに努めます。また、学習成果を活用し、学習ボランティアによる講座の開設や、社会教育団体、学校等と連携・協力した総合的な学習機会の提供を進めます。



パソコン教室

(3)伝統と魅力ある地域文化の育成

【現 状】

佐渡市には、県下で最も多くの国・県・市指定の文化財が所在しています。一方で、 現在未指定ではあるものの、保存すべき貴重な建造物や仏像・民俗芸能等の文化財が、 市内各地に数多く存在していることも事実です。また、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の数 も県内の約10%を佐渡市が占めています。

これらの有形・無形の文化遺産を調査・研究し、保護と活用を図りながら後世に伝えていくことが私たちの使命といえます。しかし、社会情勢の急激な変化や価値観の多様化により、伝統文化の保存・継承が年々難しくなってきているのが現状です。

市内に点在する文化財の多くは、地域社会の歴史と深い関わりをもっており、これからの地域文化の振興やまちづくりの重要な要素を担うものです。さらに、今後は世界遺産登録という視点からも調査と研究及び保護と情報発信を推進しながら、新たな施策を展開していく必要があります。

【課題】

文化の継承

- ・地域文化の振興のための基盤整備
- ・芸術・文化に触れる機会の充実と提供
- ・伝統文化を支えるための担い手の育成及び確保 文化遺産の保存
- ・文化財及び埋蔵文化財の保存と活用及び調査・研究
- ・史跡・名勝天然記念物等の保存・整備・活用

【振興方針】

青少年期からの文化意識の啓発と地域の伝統行事の継承

- ・幼児及び青少年の伝統行事への参加を促進し、地域文化の伝承と意識の向上を目指 します。
- ・コミュニティの強化・充実により、地域性を活かした文化活動の支援を行います。
- ・誇りが持てる故郷づくりの推進のため、佐渡の価値を再発見する活動を推進し、地域文化の保存・育成と発信に努めます。

積極的かつ多様な文化財保護行政の推進

・人と自然の関わりの中で、歴史的・文化的景観の保護及び民俗技術の調査・研究に 取り組み、文化財等の保存・保護に努めます。

国指定文化財

指定種別	指定件数	指定種別	指定件数
建造物	6	史跡	4
彫刻	5	名勝	1
工芸品	2	天然記念物	4
書跡・典籍	2	特別天然記念物	1
考古資料	1	重要無形文化財保持者	1
無形文化財	2	伝統的建造物群保存地区	1
有形民俗文化財	4	有形登録文化財	1 6

県指定文化財

指定種別	指定件数	指定種別	指定件数
建造物	7	無形文化財	2
絵画	3	有形民俗文化財	9
彫刻	8	無形民俗文化財	5
工芸品	1	史跡	1 3
書跡・典籍	1	天然記念物	7
古文書	1	天然記念物及び名勝	1
歴史資料	2	保存技術	1
考古資料	1		

市指定文化財

指定種別	指定件数	指定種別	指定件数
建造物	1 6	歴史資料	1 1
絵画	1 1	無形文化財	4
彫刻	2 5	有形民俗文化財	1 5
工芸品	1 3	無形民俗文化財	1 4
書跡・典籍	9	史跡	1 9
古文書	2 4	天然記念物	4 2
考古資料	1 0		



佐渡金銀山遺跡 (佐渡奉行所跡)(復元)



佐渡金銀山遺跡(道遊の割戸)



阿仏坊妙宣寺五重塔



佐渡の人形芝居(文弥人形)





佐渡国分寺跡

(4) 生涯にわたるスポーツ活動の振興

【現 状】

健康の増進や体力の向上などのために様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しむ市民が増えており、自由時間の増大、少子高齢化の進展等を背景として、競技スポーツから心身のリフレッシュ、仲間づくりまで、スポーツ・レクリエーションの目的や活動内容も多様化してきています。

【課題】

スポーツ・レクリエーションの推進体制の整備

- ・スポーツ施設の整備と利便性向上
- ・指導者の育成と活用促進 スポーツの普及促進とスポーツによるコミュニティづくりの推進
- ・手軽で多様なスポーツ・レクリエーションの指導・支援体制の充実
- ・生涯各期に応じたコミュニティスポーツの充実
- ・市民の交流・健康づくりの支援

【振興方針】

施設の総合的な整備・充実と団体・指導者の育成

- ・住民の要望と利用実態の把握、適地の調査に努め、市民のニーズに即した体育施設の整備に取り組みます。さらに公式競技会、大型のスポーツ大会を積極的に誘致・開催して、スポーツへの関心を高めます。
- ・スポーツ競技団体の育成、体育関係団体の組織体制強化を進め、体育指導委員をは じめ、各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するとと もに、各種の指導者講習会により資質の向上を図ります。



市内バスケットボール大会

多彩なスポーツ・レクリエーション事業の展開と情報ネットワークの整備

- ・高齢者・障害者がスポーツしやすい環境整備を進め、関係団体と協力して、子ども から高齢者までそれぞれのライフステージにあった活動が楽しめる総合型地域スポ ーツクラブの育成とコミュニティスポーツの拡充を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーションに関する施設、関係団体の情報を幅広く提供するとと もに、体育施設利用のための予約案内システムの構築を進めます。

佐渡市内体育施設一覧(設立年月)			
両津総合体育館(H元.11)	小木体育館(S42.8)		
両津テニスコート(H2.8)	小木多目的広場(S59.3)		
両津野球場(S61.12)	小木プール(549.7)		
両津運動広場(S54.4)	羽茂 B & G 海洋センター(H5.6)		
かもこボートハウス(H4.4)	羽茂B&G海洋センター艇庫(H5.6)		
相川体育館(S57.4)	羽茂ゲートボール場(H5.7)		
相川テニスコート(559.9)	羽茂体育館(S32.3)		
相川ゲートボール場(559.9)	羽茂プール(545.10)		
相川多目的運動広場(S61.3)	赤泊総合グラウンド(S43.3)		
佐和田体育館(S40.7)	赤泊市民体育館(S52.3)		
佐和田市営プール(S52.3)	赤泊テニスコート(S62.3)		
佐和田鴨摺運動場(S56.2)	赤泊多目的グラウンド(H2.4)		
佐和田球場(S54.3)	赤泊ゲートボール場(S62.3)		
佐和田多目的広場(S55.3)	赤泊プール(S63.3)		
新穂体育館(S48.2)	赤泊陸上競技場(H元.5)		
新穂武道館(S57.4)	両津農村広場(563.4)		
サン・スポーツランド畑野(H4.9)	天神の杜農村公園(H10.3)		
畑野プール(畑野: S 4 7 . 8)	金井運動用建物(H6.4)		
畑野プール(小倉: S 5 7 . 7)	金井テニスコート(S57.3)		
真野体育館(S46.10)	金井多目的広場(S59.10)		
真野多目的広場(H9.8)	金井プール(S58.3)		
真野広場等利用施設(S56.11)	新穂多目的広場(H15.10)		
真野武道館(H5.10)	真野テニスコート(H9.4)		
真野陸上競技場(S27.5)	小木テニスコート(S62.3)		
小木B&G海洋センター(S59.8)			

2. 住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり

(1)市民参画型まちづくりの推進

【現 状】

個人の価値観の多様化などにより、地域のふれあいや連帯感が希薄化しており、新しい地域づくりの手法が求められています。

また、地方分権の進展や多様化する市民ニーズ、厳しい見通しの財政状況など、大きな社会情勢の変化の中で、よりきめ細やかな行政サービスの提供が求められている今日、NPO(民間非営利組織)やボランティア組織などによる市民の自主的な活動が注目されており、地域社会を支える上で重要な役割を果たすようになっています。

【課 題】

市民本位のまちづくりの推進

- ・市民と行政との情報交流の活性化
- ・市民による自主的活動の実態把握と支援の推進
- ・ボランティア活動に対する市民意識の高揚 市民主体のコミュニティ活動の推進
- ・市民活動施設の整備充実
- ・市民意識の啓発と情報公開
- ・市民活動に対するきめ細かい公共サービスの提供と人材育成 民間活力の導入
- ・行政、企業、NPOの協働体制の確立

【振興方針】

市民本位のまちづくりの推進

- ・積極的な情報公開や、市民への迅速な情報提供が図られるシステムの整備を進めます。
- ・文化、福祉などまちづくりのあらゆる分野における市民ボランティア活動の活性化 を促進します。
- ・市民と行政の協働についての意識づくりに努めます。 市民主体のコミュニティ活動の推進
- ・地域におけるコミュニティ施設の維持管理や整備の支援により、地域コミュニティ の活性化を図ります。
- ・自主的な市民活動の参加を促す行政サービスの推進や、積極的な人材育成を取り入れ、まちづくりの推進を図ります。

民間活力の導入

- ・市民と行政の協働について、制度的な基盤作りを進めます。
- ・公共施設等の運営管理の民間委託など、市民と行政との役割分担を踏まえた上で民間活力の導入を推進します。

(2)世界に開かれた国際交流の実現

【現 状】

情報通信や交通手段の急速な発達などにより、人・もの・情報の流れは地球的規模で拡大しています。本市においても居住する外国人が年々増加し、平成17年現在、約650人の外国人が住んでおり、滞在の目的や期間も多様化しています。

本市では、トキの贈呈を受けたことから中国陝西省洋県と友好交流協議書を交わして トキの保護増殖にかかる協力、野生復帰のための情報交換や市民の自主参加による交流 を行っています。

また、外務省及びJICA(日本国際協力事業財団)等からの要請により、市民団体が主体となり外国人研修生等の受け入れのため研修プログラムの作成やホストファミーの募集を実施しています。

【課題】

国際交流活動の充実

- ・民間の国際交流団体の育成、支援
- ・国際交流推進体制の確立 市民による国際交流の推進
- ・文化相互理解の促進
- ・外国人との交流促進
- ・国際理解教育の推進

【振興方針】

国際感覚の醸成と体制の整備

- ・本市に在住する外国人との交流を深める機会を設け、身近な地域レベルからの国際 交流を盛んにし、日常的な交流ができるよう支援を進めます。
- ・児童、生徒はもちろんのこと市民に生きた外国語を学ぶ機会を充実させるなど、国際感覚豊かな人づくりに努めます。

民間団体の育成、支援

- ・国際化に対応できるように、市民の意識、啓発に努めるとともに民間団体の自主自立的な国際交流を推進するため、受け入れ態勢を整え環境整備を進めます。 姉妹都市交流の推進
- ・トキの野生復帰に向けた中国陝西省洋県との交流をさらに深めるため、児童・生徒 の交流や広く市民の参加を促し、交流ネットワークの構築を目指します。

(3)パートナーシップによる男女共同参画の推進

【現 状】

近年、女性に関わる法制度の整備が進んでいますが、男女の固定的な性的役割分担意識や女性に対する差別、偏見又は慣行などが、今なお根強く残っています。

本市では、平成18年度を目標に佐渡市男女共同参画推進プランを策定し、さまざまな人とのパートナーシップによる新しい社会の構築を図るため、男女共同参画推進条例の制定を目指しています。

【課題】

男女平等意識づくりの推進

- ・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の改善、意識の改革
- ・地域における男女共同参画の確立 男女の社会参画の推進
- ・政策、方針決定過程への女性の参画の拡大 家庭・地域で男女が共に参画する環境づくりの推進
- ・男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

【振興方針】

男女平等意識づくりの推進

- ・学校等における男女平等教育を推進し、性別による固定的な役割分担意識の解消に 努めます。
- ・男女平等意識を高めるための生涯にわたる学習機会の充実を図ります。
- ・広報、広聴を通して、男女平等意識の啓発活動を行い、住民周知を図ります。 男女の社会参画の推進
- ・審議会等の政策・方針決定の場への女性の参画をさらに推進します。
- ・女性の社会進出の支援を行い、情報交換できる場の提供に努めます。 家庭・地域で男女が共に参画する環境づくりの推進
- ・男女が楽しく家庭生活を送ることができるように、子育て支援や介護支援の充実を 図ります。
- ・男女がともに家庭責任を担い、女性が働き続けられる労働環境の整備に努めます。
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、生涯を通じた女性の健康づくりを支援 します。

3. スリムで効率的な行財政のまちづくり(行政改革)

(1)効果的・効率的な行政運営の推進

【現 状】

長引く景気低迷の影響による税収の落ち込み、さらには国が進める三位一体の改革に伴う地方交付税の削減などにより、本市の財政は非常に厳しい状況を迎えています。一方で、急速に進む少子高齢化、地方分権の進展、市民ニーズの複雑化、多様化などにより、今後、新たな行政需要がますます増加していくものと予想されます。

このような状況の中で、真に市民が求める行政サービスを提供するためには、行政を 経営するという視点から、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕 事の進め方を根本的に見直して、新市にふさわしいサービスを提供するシステムの構築 が求められています。

【課題】

財政の抜本的な改革による、安定した財政基盤と健全な運営計画の確立 複雑多岐にわたる市民ニーズへの的確な対応(経営感覚を取り入れた行政運営の推 進)

【振興方針】

今後の行財政の運営方法や事業の実施の在り方を根本的に見直し、経費の節減と事務事業合理化による財政基盤の強化を図るとともに、市税等の財源確保、受益者負担の適正化及び、インフラ整備や企業活性化に向けた規制緩和等による企業誘致や産業振興等を図り、自主財源の確保と拡充に取り組みます。

また、財政指標を設定して、計画的な財政運営を行うとともに、民間の経営理念や手法をできる限り取り入れて、必要性や費用対効果を検討、評価して質の高い市民本位の 財政運営を行います。

新たな行政ニーズや行政課題に的確な対応をしていくため、トップマネジメントの強化や行政を評価する仕組みづくりに取り組み、民間活力の活用や環境と共生する行政運営を積極的に推進して行政システムの改革を推進します。

また、様々な分野に関わる社会環境の整備を総合的に進めるユニバーサルデザインの考え方を基本に据えた施策に取り組み、加えて民間の経営理念やコスト意識をできる限り取り入れながら、市民と行政が協働する行政運営を行います。

(2)市民協働によるまちづくりの推進

【現 状】

財政悪化、少子高齢化や過疎化の急速な伸展など、行政を取り巻く環境が大きく変化しています。このことで地域における人と人とのつながりが希薄になり、行政サービスの水準を行政だけで維持していくことが困難な状況となってきました。これからのまちづくりには、行政のみならず市民、市民団体、企業などがそれぞれの役割を分担し、公共の課題を発見、共有して密接に連携し協力し解決していくことが必要です。また、あ

るいはお互いにパートナーとして行政運営を担う「新しい佐渡市」としての形成が求められています。

【課 題】

情報の提供と共有の充実 市民参画・市民との協働体制の確立

【振興方針】

行政が持つ各種の情報等について、広報紙をはじめとしてホームページやCATV 等の多様な媒体を活用し、市民への提供を進めていきます。

まちづくりについての互いの情報を共有し、共に議論できる環境の整備及び、IC Tの活用をはじめとするあらゆる手段を用いた、市政に対する様々な意見・要望に的 確に応える体制を確立し、市民本位の行政運営を推進していきます。

地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めるため、市民参画の指針となる 条例等の整備をはじめ、地域づくり活動を行うコミュニティ団体、ボランティア団体 やNPO等への支援や市民の意見・要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るな ど、行政課題の発見、政策形成、行政サービスの提供等の各分野において、市民参画・ 市民との協働体制を確立します。

(3)組織機構の適正化と職員能力開発

【現 状】

市町村合併は「究極の行財政改革」とも言われていますが、合併による効果が表れてくるのは数年先のこととなり、短期的には職員数や組織・機構の肥大化、市域の拡大による行政サービスの維持、合併による公共施設の重複など数々の新たな行政課題が生じています。

また、地方分権の進展に伴い、自主・自立した行政運営を推進するためには、柔軟な発想と創意工夫に支えられた政策形成能力の向上など、総合的な行政能力の開発と意識 改革が職員に求められています。

【課題】

柔軟で機動的な市民に分かりやすい組織・機構の構築 職員の意識改革や能力開発と新たな人事管理制度の構築

【振興方針】

組織の使命や課題の達成に向けて、簡素で効率的かつ機動的な組織・機構の整備を図るため、合併のスケールメリットを生かした、支所・出張所の再編や学校・保育園等施設の統廃合を行い、業務の質や量に応じた簡素で効率的な組織・機構の整備を図るとともに、多様化する行政課題に対応する総合的調整機能や危機管理体制の充実を図り、柔軟で機動的に対応できる組織体制を確立します。

また、本庁・支所間の所管を明確にし、市民に分りやすい組織・機構の構築、事務

執行に係る決裁権限、専決範囲等の見直しを行い行政事務の効率化を推進するととも に、適材適所の職員配置を行い、市民ニーズや時代の要請に応える組織・機構の再編 を継続的に行います。

職員による能力の自己開発を基本に置きながら、人材育成計画を策定して様々な研修など、あらゆる機会をとらえて、職員の能力開発を推進するとともに、職員一人ひとりが、市民が主役であるという意識(市民志向型意識)をさらに持つように職員意識の向上を図ります。また、職員の持つ能力と創造性が発揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるように職場の活性化に取り組みます。

更に、効率的な行政運営の推進と職員の能力の有効活用を図るために、職員を正当 に評価する制度を創出するとともに、専門的な知識、技術を要する人材の配置や職員 採用、勤務体系のあり方を検討して、新たな人事管理制度の構築を目指します。

(4)市民の視点に立った行政サービスの提供

【現 状】

次世代に向けた新たなまちづくりを進めるために、市民と行政は合併を選択し、佐渡市を誕生させました。しかし、合併に伴い市域が拡大されたことにより、市民から行政サービスの低下を危惧する声が挙がっています。

市民が利用しやすい、市民のためにある市役所にするために、行政事務の電子化を推進して庁内事務の効率化を図るとともに、情報提供や申請・届出の手続きについてICTを積極的に活用して市民サービスの迅速化や利便性をより一層向上させる電子自治体の構築を目指し、市民の視点に立ってサービス全般の見直しや窓口の改善を進めて便利で分かりやすい市民の満足度の高い行政サービスの提供が求められています。

【課題】

電子自治体の構築 窓口対応の向上と業務の改善 行政手続きの簡素化

【振興方針】

事務処理の効率化と行政サービスのより一層の向上を図るため、個人情報の保護や情報格差の解消に配慮しながら、ICTを活用した行政手続きのオンライン化など各種システムの整備を行い、電子自治体を構築します。

最も身近な市民との接点である窓口業務を改善するため、接遇研修等を実施して、 職員の応接態度の改善や意識改革を図り、親切で分りやすい情報提供に努め、市民に 親しまれる行政サービスを提供します。

また、公共料金の納付窓口の一元化に取り組み、窓口開設時間の延長や可能なものからワンストップサービスを実施して、市民の利便性や高齢者・障害者に配慮したサービスの維持向上を図ります。

行政手続きに係る市民の負担を軽減し、迅速な処理を行うため、各種申請・届出書類等の様式を統一し、記載事項・添付書類の簡略化を図るとともに、押印等について

は、必要性を検討したうえで極力廃止し、手続きの簡素化を推進します。

-	82	-
---	----	---

資 料 編

- 1. 佐渡市総合計画審議会条例
- 2. 佐渡市総合計画審議会運営規程
- 3. 佐渡市総合計画審議会部会設置要領
- 4. 審議経過
- 5. 諮問書
- 6. 答申書(基本構想)
- 7. 答申書(基本計画)
- 8. 佐渡市総合計画審議会委員名簿
- 9. 佐渡市総合計画審議会部会構成
- 10. 佐渡市総合計画審議会参与名簿
- 11. 佐渡市総合計画審議会幹事会名簿
- 12. 佐渡市総合計画審議会企画委員名簿

佐渡市総合計画審議会条例

平成16年7月1日条 例 第 332 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、佐 渡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定に関して調査し、及び審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。
- 2 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に規定する事項に関する審議会の答申が終了したときまでとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画情報課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐渡市総合計画審議会運営規程

平成16年10月1日訓令第89号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐渡市総合計画審議会条例(平成16年佐渡市条例第332号)第7 条の規定に基づき、佐渡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な 事項を定めるものとする。

(部会)

- 第2条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 2 部会の運営については、審議会が別に定める。
- 第3条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 2 幹事は、審議会の審議を補佐し、計画立案の推進及び総合調整を行う。
- 3 幹事会に幹事長を置き、助役をもって充てる。
- 4 幹事会の運営について必要な事項は、幹事長が会長の同意を得て別に定める。 (企画委員)
- 第4条 審議会に、企画委員若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 2 企画委員は、幹事の命を受けて総合計画に係る調査、企画、連絡調整等の事務に当たる。 (参与)
- 第5条 審議会に、参与を置くことができる。
- 2 参与は、必要に応じて審議会に対し総合計画の作成上必要な助言をすることができる。 (その他)
- 第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

佐渡市総合計画審議会部会設置要領

平成16年11月8日

(趣旨)

第1条 この要領は、佐渡市総合計画審議会運営規程(平成16年佐渡市訓令第89号) 第 号の規定に基づき、佐渡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の部会の設置及 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

- 第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置くものとする。
- 2 部会に属する委員は、審議会の会議で定める。

(部会長及び副部会長)

- 第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会長は、会議の議長となる。
- 4 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、事務局において行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で協議する。 附 則

この要領は、平成16年11月8日から施行する。

別表(第2条関係)

部 会 名	所掌事項	備	考
都市基盤部会	交通体系の整備 市街地の整備 河川・湖沼及びその周辺の整備 海岸環境の整備 地域情報通信基盤の整備 その他都市基盤に関する事項		
生活環境部会	消防・救急・防災体制の充実 交通事故防止対策の推進 防犯体制の充実 住宅等の整備 公園緑地の整備 衛生施設の整備 水道事業の促進 下水道事業等の促進 下水道事業等の促進 新たなエネルギーへの取組み その他生活環境に関する事項		
保健医療福祉部会	予防保健、健康づくりの推進 医療体制の充実 地域福祉の向上 児童福祉の向上 高齢者福祉の向上 障害者(児)福祉の向上 母(父)子福祉の向上 低所得者福祉の向上 介護保険への対応 年金事業の推進 国民健康保険事業の推進 その他保健医療福祉に関する事項		
産業部会	農林水産業の振興 工業の振興 商業の振興 観光レクリエーションの振興 地域振興拠点の整備 その他産業に関する事項		
教育文化コミュニティ部会	学校教育の充実 生涯学習の推進 地域文化の育成 スポーツ文化の振興 自治会の育成 住民参画の促進 国際交流の推進 男女共同参画の促進 その他教育文化コミュニティに関する事項		

審議経過

議会

基本構想	平成 17 年 9 月定例会において議決
基本計画	平成 18 年 3 月定例会において報告

審議会

	年 月 日	内容
第1回	平成 16 年 11 月 8 日	役員選出、諮問、計画策定の基本方針、部会設置等
第2回	平成 17 年 9 月 5 日	基本構想(案)答申、基本計画策定方針
第3回	平成 18 年 3 月 14 日	基本計画(案)答申

部 会

	4		
		年 月 日	内容
都市基盤	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回	平成 16 年 11 月 8 日 平成 16 年 12 月 14 日 平成 17 年 1 月 13 日 平成 17 年 9 月 5 日 平成 17 年 10 月 26 日 平成 17 年 11 月 21 日	役員選出、運営方針等 現状、課題の把握、基本構想(案) 現状、課題、振興方針、基本構想(案) 基本構想(案)最終調整、基本計画策定方針 基本計画(案) 基本計画(案)
生活環境	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回	平成 16 年 11 月 8 日 平成 16 年 12 月 14 日 平成 17 年 1 月 27 日 平成 17 年 9 月 5 日 平成 17 年 10 月 28 日 平成 17 年 11 月 16 日	役員選出、運営方針等 現状、課題の把握、基本構想(案) 現状、課題、振興方針、基本構想(案) 基本構想(案)最終調整、基本計画策定方針 基本計画(案) 基本計画(案)
保健医療福祉	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回	平成 16年11月8日 平成 16年12月16日 平成17年1月20日 平成17年9月5日 平成17年11月2日 平成17年11月18日	役員選出、運営方針等 現状、課題の把握、基本構想(案) 現状、課題、振興方針、基本構想(案) 基本構想(案)最終調整、基本計画策定方針 基本計画(案) 基本計画(案)

		年 月 日	内容
産	第1回	平成 16 年 11 月 8 日	役員選出、運営方針等
業	第2回	平成 16 年 12 月 10 日	現状、課題の把握、基本構想(案)
*	第3回	平成 17 年 1 月 28 日	現状、課題、振興方針、基本構想(案)
	第4回	平成 17 年 9 月 5 日	基本構想(案)最終調整、基本計画策定方針
	第5回	平成 17年 10月 21日	基本計画(案)
	第6回	平成 17 年 11 月 14 日	基本計画(案)
	第7回	平成 17 年 11 月 22 日	基本計画(案)
	第8回	平成 17 年 12 月 2 日	基本計画(案)
	第9回	平成 17 年 12 月 21 日	基本計画(案)
教	第1回	平成 16 年 11 月 8 日	役員選出、運営方針等
育立	第2回	平成 16 年 12 月 9 日	現状、課題の把握、基本構想(案)
化	第3回	平成 17 年 1 月 17 日	現状、課題、振興方針、基本構想(案)
 	第 4 回	平成 17 年 9 月 5 日	基本構想(案)最終調整、基本計画策定方針
教育文化コミュディ	第5回	平成 17 年 10 月 28 日	基本計画(案)
1	第6回	平成 17年 11月 16日	基本計画(案)

正副各部会長会議

	年 月 日	内容
第1回	平成 18 年 2 月 24 日	基本計画(案)総論、各論各部会間の調整

企画委員会

	年 月 日	内 容
第1回	平成 17 年 8 月 8 日	基本構想(案) 基本計画策定について

幹事会

	年 月 日	内容
第1回	平成 17 年 8 月 8 日	基本構想(案) 基本計画策定について
第2回	平成 17 年 9 月 1 日	基本構想(案) 基本計画策定について
第3回	平成 17 年 11 月 29 日	基本計画(案)

参与意見調整

	年 月 日	内 容
第1回	平成 17 年 8 月 9 日	基本構想(案)について
第2回	平成 17 年 9 月 3 日	基本構想(案) 基本計画策定について
第3回	平成 17 年 11 月 28 日	基本計画(案)について

佐 企 第 514 号 平成16年11月 8 日

佐渡市総合計画審議会会長 様

佐渡市長 髙野宏一郎

佐渡市総合計画の策定について(諮問)

平成16年3月1日、それまでの佐渡島内10市町村が、多くの苦難を乗り越えながらも念願の一島一市を成し遂げて、佐渡市誕生を迎えました。ここに至るまでの間、 佐渡の将来を考えた数多くの議論がありましたが、先人たちが営々と築き上げてきた 佐渡を守り、さらに発展させていきたいという島民の願いがこの市町村合併に結びついたものと確信しています。

しかし、少子高齢化、地球規模での環境問題、情報化社会への急速な進展など、私たちを取り巻く社会環境は、絶えず変わり続けています。

こうした中、佐渡市が目指すべき姿と、その実現に向けた基本的な取組みを示し、 一人ひとりが誇りと愛情を持てる佐渡市を創っていく必要があります。

そのため、おおむね10年間を展望した佐渡市総合計画を策定したいので、佐渡市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は基本構想について平成17年4月中旬までに、基本計画については平成17年9月までにお願いいたします。

平成 1 7 年 9 月 5 日

佐渡市長 髙野宏一郎 様

佐渡市総合計画審議会 会長 加 藤 幹 夫

佐渡市総合計画の策定について(答申)

平成16年11月8日付け佐企第514号をもって、当審議会に諮問のありました 佐渡市総合計画の策定について慎重に審議するため、五つの部会を設置し、審議会全 体としても検討・調整をしましたので、総合計画基本構想について別添のとおり意見 を付して、ここに答申いたします。

平成18年 3 月14日

佐渡市長 髙野宏一郎 様

佐渡市総合計画審議会 会長 加 藤 幹 夫

佐渡市総合計画の策定について(答申)

平成16年11月8日付け佐企第514号をもって、当審議会に諮問のありました 佐渡市総合計画の策定について慎重に審議するため、五つの部会を設置し、審議会全 体としても検討・調整をし、基本構想を平成17年9月5日に答申しました。

引き続き部会等で検討・調整をして、このたび、総合計画基本計画(案)について 別添のとおり意見を付して、ここに答申いたします。

佐渡市総合計画審議会委員名簿

公共的団体の役職員等

	団 体 名	職名	氏	名	備考
1	新潟交通佐渡(株)	代表取締役社長	廣川	隆夫	
2	新潟県建設業協会佐渡支部	支部長	本 間	幸次	
3	佐渡市整備振興会	事務局長	中森	勝美	
4	二見港利用促進協議会	事務局長	坂 本	久 和	
5	(財)国際技能振興財団佐渡支局	支局長	平 原	匡	
6	佐渡地区交通安全協会	事務局長	石 見	佐一郎	
7	にいがた緑の百年物語緑化推進委員会	佐渡支部長	加藤	洋	
8	新潟県消費者協会佐渡地区連絡会	会 長	深山	和子	
9	佐渡民宿連盟	会 長	佐 藤	照 明	
10	NPO法人しまみらい振興機構	事務局長	井 上	由 香	副会長
11	佐渡市社会福祉協議会	会 長	加藤	幹夫	会 長
12	佐渡市民生委員・児童委員協議会	会 長	土屋	昭一	
13	佐渡市母子・寡婦福祉連合会	会 長	岩崎	妙 子	
14	佐渡市老人クラブ連合会	会 長	本 間	博	
15	佐渡健康推進協議会	会 長	須 藤中 川	ハルミ 順 子	平成 16 年度 平成 17 年度
16	佐渡地区漁業協同組合連絡協議会	会 長	本 間 金 子	喜 久 榮	平成 16 年度 平成 17 年度
17	佐渡連合商工会	副会長	川嶋	清	
18	佐渡観光旅館連盟	会 長	河 村	多 克	
19	佐渡地区森林組合連絡協議会	会 長	安田	俊 雄	
20	佐渡観光協会	事務局長	坂 下	善英	
21	佐渡市小学校長会	会 長	臼 杵	國 男	平成 16 年度 平成 17 年度
22	佐渡青年会議所	理事長	本 間 後 藤	勝 守	平成 16 年度 平成 17 年度
23	佐渡市連合婦人会	会 長	山田	智 子	
24	佐渡市体育協会	会 長	尾潟	恒 雄	
25	佐渡市社会教育委員	委員長	岩井	信幸	

地域代表

	地区	氏 名	備考
1	両 津 地 区	中川昌司橋本美子	
2	相 川 地 区	川 島 敏 秀 本 間 たか子	
3	佐 和 田 地 区	本 間 友 子 水 野 雅 晴	
4	金 井 地 区	笠 井 正 信 高 橋 テルミ	
5	新 穂 地 区	土 屋 忠 司 佐 山 眞理子	
6	畑 野 地 区	小 田 壽 羽二生 ヤツ子	
7	真 野 地 区	本 間 隆 弘 金 子 サチ子	
8	小 木 地 区	伊藤修 金子 ひとみ	
9	羽茂地区	高野慶壽 上野平典恵	
10	赤泊地区	渡 部 裕 二 笠 木 美保子	

関係行政機関の職員

	所属	職	名	氏	名	備考
1	新潟県佐渡地域振興局	局	長	野崎	和久	
2	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部	部	長	五十嵐	良一	
3	新潟県佐渡地域振興局地域整備部	部	長	堀	一 好	
4	新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部	部	長	矢 代	晴久	
5	新潟県教育庁下越教育事務所佐渡出張所	所	長	ЩП	又一郎	

佐渡市総合計画審議会部会構成

部会	公共的団体 の役職員	地域代表	関係行政機関 の職員	事務局
都市基盤	廣川隆夫本間幸次中森勝美坂本久和平原匡	笠井 正信(金井) 渡部 裕二(赤泊)	堀 一好	尾潟 高山
生活環境	石見佐一郎 加藤 洋 深山 和子 佐藤 照明	水野 雅晴(佐和田) 金子サチ子(真野) 金子ひとみ(小木) 高野 慶壽(羽茂)	野崎和久	土屋(H16) 中川(H17) 本間(壮)
保健医療福祉	加藤 幹夫 土屋 昭一 岩﨑 妙子 本間 博 須藤八ルミ(H16) 中川 順子(H17)	中川 昌司(両津) 羽二生ヤツ子(畑野) 伊藤 修(小木) 笠木美保子(赤泊)	五十嵐良一	本間(良)(H16) 池(H17) 半田
産業	本間 喜作(H16) 金子 久榮(H17) 川嶋 清 河村 多克 安田 俊雄 坂下 善英	橋本 美子(両津) 川島 敏秀(相川) 本間たか子(相川) 土屋 忠司(新穂) 小田 壽(畑野) 上野平典恵(羽茂)	矢代 晴久	宇佐美(H16) 高松 坂下(H17)
教育文化コミュニティ	臼杵 國男(H16) 小林 祐玄(H17) 本間 勝(H16) 後藤 守(H17) 山田 智子 尾潟 恒雄 岩井 信幸 井上 由香	本間 友子(佐和田) 高橋テルミ(金井) 佐山眞理子(新穂) 本間 隆弘(真野)	山口又一郎	藤井 鶴間

注) は部会長、 は副部会長

佐渡市総合計画審議会参与名簿

首都圏佐渡連合会役員

	~ l/ ,	
役職	氏 名	郷土会 (役職)
顧問	平辰	東京河崎会 (顧問)
会 長	池田正雄	首都圏佐渡金井会 (会長)
副会長	原田佑三郎	東京相川会 (会長)
副会長	本 間 慎	関東羽茂会 (会長)
副会長	川村敏夫 今井茂雄	関東畑野会 (会長)
副会長	丸 山 昭 夫	関東・東京佐渡真野人会 (会長)
副会長	藤 木 達三郎 摩 尼 義 晴	首都圏佐和田会 (会長)
副会長	渡 辺 敏 雄 木 村 實	関東小木人会 (会長)
副会長	渡辺恵美	東京両津の会 (会長)
副会長	菊 池 速 雄 織 田 末 夫	東京河崎会 (会長)
副会長	飯田辰巳	首都圏吉井会 (会長)
副会長	岩 田 雅	世田谷佐渡会 (会長)

氏名の二段書きは郷土会会長交代に伴う首都圏佐渡連合会の役員変更による

新潟佐渡人会

会 長	渡辺準一	(両津出身)
-----	------	--------

佐渡市総合計画審議会幹事会名簿

職名	氏 名(H16)	氏 名(H17)	備考
助役	大 竹 幸 一	親松東一	幹事長
助役		大 竹 幸 一	幹 事
教 育 長	石 瀬 佳 弘	石 瀬 佳 弘	"
総務課長	親松東一	斎 藤 英 夫	"
会 計 課 長	粕 谷 達 男	粕 谷 達 男	"
財 政 課 長	浅井賀康	浅 井 賀 康	"
市民課長	清水紀治	青 木 典 茂	"
社会福祉課長	熊谷英男	熊 谷 英 男	"
環境保健課長	仲 川 正 昭	大川剛史	"
金井農業委員会事務局長	渡 辺 兵三郎	渡 辺 兵三郎	"
農林水産課長	斎 藤 博	佐々木 文 昭	"
観光商工課長	斎 藤 正	市 川 求	<i>II</i>
建設課長	佐藤一富	佐藤 一富	<i>II</i>
消防長	加藤侑作	加藤侑作	<i>II</i>
教育委員会学校教育課長	古 田 英 明	鹿 野 一 雄	"
教育委員会生涯学習課長	松田芳正	坂 本 孝 明	<i>II</i>
水道課長	植野研一	田端孝雄	"
医療課長	木 村 和 彦	木 村 和 彦	<i>II</i>
議会事務局長	佐々木 均	佐々木 均	"
選挙管理委員会・監査委員事務局長	仲 川 敏 明	菊 地 賢 一	<i>II</i>
企画情報課長	斎 藤 英 夫	中 川 義 弘	〃(事務局長)
両津支所長	佐々木 文 昭	末 武 正 義	幹事
相川支所長	大 平 三 夫	大平三夫	<i>II</i>
佐和田支所長	中 川 義 弘	清水紀治	"
新穂支所長	末武正義	斎 藤 正	"
畑 野 支 所 長	宇 治 秀三郎	荒 芳信	"
真野支所長	逸見政義	山 本 真 澄	"
小木支所長	菊 地 賢 一	斉 藤 博	"
羽茂支所長	青木典茂	古田英明	"
赤泊支所長	中川逸郎	渡辺邦生	"

佐渡市総合計画審議会企画委員名簿

Á	f 扂	ling.	職	名	氏	; 名	(H1	6)	Ħ	; 名	ζ(H1	7)	関係部会	備 考
総	務	課	主	事	中	村	長	生	中	嶋	羊	_	生活環境	防災・防犯・交通安全関係
総	務	課	主	事	本	間	佐貴	人	金	子	智	恵	教育文化コミュニティ	自治会関係
財	政	課	課長	補佐	本	間	進	治	伊	貝	秀	_	全 般	財政計画関係
市	民	課	係	長	村	Ш	_	博	村	Ш	_	博	保健医療福祉	国民健康保険•年金関係
社会	≩福礼	上課	課長	補佐	高	橋	三喜	專男	高	橋	三喜	喜男	保健医療福祉	高齢者•介護保険関係
社会	会福祉	上課	課長	補佐	矢	Ш	春	美	本	間	佳	子	保健医療福祉	障害者·児童福祉関係
環境	急保係	建課	主	任	風	間		哲	風	間		哲	生活環境	環境衛生関係
環境	急保係	書課	課長	補佐	小	橋	敞	膺	小	橋	敞	膺	保健医療福祉	保健衛生関係
農材	★水産	産課	主	任	田	中	輝	也	田	中	輝	也	産業	農林業関係
農材	木水產	課	主	任	原	田	健	_	風	間	春	-	産業	水産業関係
観光	ć商]	二課	課長	補佐	本	間	和	明	伊	藤	俊	之	産業	観光関係
観爿	ć商]	二課	課長	補佐	中	Ш	義	彦	中	Ш	義	彦	産業	商工関係
建	設	課	課長	補佐	菊	地	勝	彦	菊	地	勝	彦	都市基盤	道路·河川·海岸関係
建	設	課	課長	補佐	渡	邉	正	人	渡	邉	正	人	生活環境	都市計画•住宅関係
消	防 本	:部		務課 参事	深	野	俊	之	深	野	俊	之	生活環境	消防·救急関係
教育学校	香香 交教育	会課	主	事	菊	池	隆	_	菊	池	隆	_	教育文化コミュニティ	学校教育関係
教育生涯	香季員 王学習	会課	主	任	市	橋	秀	紀	中	濱	智	子	教育文化コミュニティ	生涯学習・文化・スポーツ関係
水	道	課	係	長	野	尻	純	_	野	尻	純	_	生活環境	上水道関係
水	道	課	係	長	加	藤	英	樹	曽	我		至	生活環境	下水道関係
医	療	課	課長	補佐	Ш	浦	洋	_	野	沢		満	保健医療福祉	医療関係
企画	情幸	日課	副参	参事	中	原	岳	史	安	藤	信	義	都市基盤	情報通信関係
企画	情幸	设課							霍	間	泰	範	教育文化コミュニティ	男女共同•住民参画•国際交流

事務局(企画情報課)

職名	氏 名(H16)	氏 名(H17)	担当部会	関係部会	備 考
課長	斎 藤 英 夫	中川	義弘			事務局長(幹事)
課長補佐		金子	優			総括
課長補佐	本間良一	池	昌 映	保健医療福祉	全 般	
係 長	宇佐美務	中川	宏	産 業(H16) 生活環境(H17)	全 般	
主 任	尾潟孝之	尾潟	孝之	都市基盤	全 般	
主事	土屋康洋	坂下	肇 才	生活環境(H16) 産業(H17)	都市基盤	交通体系・地域振興
主事	鶴間啓夫	鶴間	啓 夫	教育文化コミュニティ	都市基盤	新エネルギー関係
副参事	高 松 登	高松	登	産業	全 般	新市建設計画関係
主事	高山直樹	高山	直樹	都市基盤		
主 任	藤井隆博	藤井	隆博	教育文化コミュニティ		
主事	本間壮一	本間	壮 一	生活環境		
主事	半田梨紗	半 田	梨 紗	保健医療福祉		

佐渡市総合計画

平成 18 年 3 月

企画·編集 佐渡市企画情報課

発 行 者 新潟県佐渡市

〒952 - 1292

新潟県佐渡市千種 232 番地 電話 0259 - 63 - 3111(代表)

印 刷 株式会社 第一印刷所